

新茶屋遺跡

—盛岡中央消防署山岸出張所庁舎建設に伴う発掘調査報告—

2014.10

盛岡地区広域消防組合

盛岡市教育委員会

新茶屋遺跡

—盛岡中央消防署山岸出張所庁舎建設に伴う発掘調査報告—

2014.10

盛岡地区広域消防組合
盛岡市教育委員会

序

盛岡市は、本県最高峰の岩手山と秀峰姫神山を東西に望み、東北地方最大河の北上川とその支流である雄石川及び中津川の合流点に中心市街地が形成された人口約30万人の岩手県都です。平成20年に中核市に移行し、北東北の拠点都市として歴史と文化を活かしたまちづくりを推進しています。

当市内には、国指定史跡 盛岡城跡、志波城跡をはじめとして、約780ヶ所の遺跡が所在します。これら先人の残した文化遺産を保護し、後世に伝えていくことは、私たち現代人に課せられた重大な責務です。それと同時に、地域開発と埋蔵文化財保護との調和のとれた施策の確立は、今日的な課題となっています。貴重な遺跡が消滅することは、誠に惜しいことではありますが、その反面、先人たちの生活や文化を明らかにし、私たち現代人の生活に大きな示唆を与えてくれることも事実です。

当市では、埋蔵文化財保護の見地から、開発等によってやむを得ず消滅する遺跡の発掘調査を行い、記録保存する措置を講じて参りました。

本書は、盛岡中央消防署山岸出張所庁舎建設に伴い、平成25年度に緊急発掘調査を実施した新茶屋遺跡の調査成果をまとめたものです。遺跡からは、縄文時代早期から前期の土器や石器等が多数発見されました。特に縄文時代前期初頭の土器は、当市内でも類例が乏しく、当市の歴史を明らかにするうえで、貴重な資料となりました。本書が広く活用され、地域の歴史と文化を理解する一助になることを切に希望します。

最後になりましたが、発掘調査及び本書の作成にあたり、多人な御協力と御指導を頂きました盛岡地区広域消防組合をはじめ、関係機関・各位に厚く御礼申し上げます。

平成 26 年 10 月

盛岡市教育委員会
教育長 千葉 仁一

例　　言

1. 本書は、岩手県盛岡市山岸六丁目及び名乗地内に所在する新茶馬遺跡の発掘調査報告書である。
 2. 本調査は、盛岡中央消防署山岸出張所庁舎建築に伴い、記録保存を目的として実施した緊急発掘調査である。
 3. 発掘調査は、平成25年9月17日から12月10日まで実施した。調査面積は、481m²(対象面積551m²)である。
 4. 発掘調査及び本書の編集・執筆は、盛岡市教育委員会遺跡の学び館 菊地幸裕・鈴木俊輝が担当した。
 5. 遺構の平面位置は、平面直角座標X系(日本測地系座標)を座標変換した調査座標で表示した。
- 調査座標原点 R X ± 0 → X - 30,000.000
R Y ± 0 → Y + 29,000.000
6. 掘削中の高さは、標高値をそのまま使用している。
 7. 掘削中の土層図は、堆積の状況を重視し、線の太さを使い分けた。十層記号は、層理ごとに本文で記述し、個々の層位については割愛した。
なお、層相の観察にあたっては、『新版標準土色帖』(1998 小山正忠・竹原秀雄)を参考にした。
 8. 本書中の地図は、国土地理院発行5万分の1地形図「盛岡」及び「盛岡市都市計画整備図」(平成元年)を使用した。
 9. 発掘調査及び本書の編集にあたって、盛岡地区広域消防組合、山岸老人憩いの家をはじめ、関係機関・各位から多大なご協力を頂いた。ここに記して謝意を表する次第である。
 10. 本調査の一部については、現地公開等において報告しているものがあるが、本書の内容をもって正式な報告とする。
 11. 本調査に関する出土遺物及び記録類は、盛岡市遺跡の学び館で保管・管理している。
 12. 調査体制

[調査] (体)	盛岡市教育委員会
	教育長 千葉 仁一
[調査総括]	盛岡市遺跡の学び館
	館長 柚上 寛
	主幹兼館長補佐 千田 和文
[調査]	文化財主査 室野 秀文
	文化財主査 菊地 幸裕(調査担当者)
	文化財主査 津崎 知弘
	文化財主査 神原 雄一郎
	文化財主任 花井 正香
	文化財調査員 佐々木 紀子
	文化財調査員 鈴木 俊輝(調査担当者)
[管理・学芸]	主査 田山 淳一
	学芸調査員 山岸 佳澄

文化財調査員 木崎 里美

学芸調査員 山野 友海

(発掘調査・室内整理作業)

小原 功, 加藤 久栄, 川村 久美子, 工藤 エキ, 佐藤 美智子,

千葉 智子, 千葉 ふさ子, 中村 异, 橋口 泰子, 平賀 優利子,

藤山 友子, 村上 幸子, 村上 美香, 山下 摩由美

(石器実測図化業務委託)

株式会社ラング

目 次

序
例 言
目 次

I	遺跡の環境	1
1.	遺跡の位置	1
2.	地形及び地質	2
3.	周辺の遺跡	3
4.	これまでの調査	3
II	調査経過	7
1.	調査に至る経緯	7
2.	調査方法	7
III	遺構と遺物	8
1.	遺構	8
2.	遺物包含層	8
(1)	層相	8
(2)	出土遺物	11
IV	まとめ	24
附章	新茶屋遺跡 第2次調査	27
1.	調査の概要	27
2.	遺構と遺物	27
(1)	検出遺構	27
(2)	遺物包含層	30
(3)	出土遺物	30

写真図版
報告書抄録

挿図目次

第1図	新茶屋遺跡 位置図	1
第2図	地形分類と周辺の遺跡	2
第3図	新茶屋遺跡 全体図	5
第4図	新茶屋遺跡 第2次・第5次調査区全体図	6
第5図	R F 0 0 7 烧土遺構	8
第6図	遺物包含層	9
第7図	遺物包含層 グリッド別土器出土量	10
第8図	遺物包含層 出土土器（1）	13
第9図	遺物包含層 出土土器（2）	14
第10図	遺物包含層 出土土器（3）	15
第11図	遺物包含層 出土土器（4）	16
第12図	遺物包含層 出土土器（5）	17
第13図	遺物包含層 出土石器（1）	19
第14図	遺物包含層 出土石器（2）	20
第15図	遺物包含層 出土石器（3）	21
第16図	遺物包含層 出土石器（4）	22
第17図	遺物包含層 出土遺物（剥片）	23
第18図	第2次調査区全体図	28
第19図	R D 0 0 1・0 0 2 土坑, R F 0 0 1～0 0 5 烧土遺構	29
第20図	遺物包含層 出土土器（1）	32
第21図	遺物包含層 出土土器（2）	33
第22図	遺物包含層 出土土器（3）	34
第23図	遺物包含層 出土土器（4）	35

写真図版目次

第1図版	第5次調査区全景・遺物包含層 土層堆積状況
第2図版	第5次調査 遺物包含層 出土土器
第3図版	第5次調査 遺物包含層 出土土器
第4図版	第5次調査 遺物包含層 出土石器
第5図版	第2次調査 遺物包含層 出土土器
第6図版	第2次調査 遺物包含層 出土土器

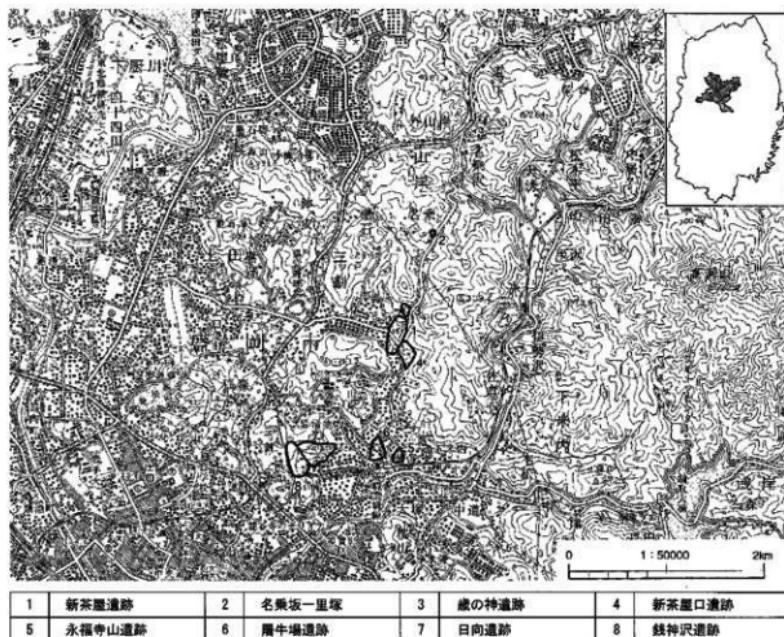
I 遺跡の環境

1 遺跡の位置

岩手県盛岡市は、県土のはば中央部に位置する。北側を岩手町・葛巻町、東側を岩泉町・宮古市、南側を矢巾町、西側を八幡平市・滝沢市にそれぞれ接している。岩手県の県都として、人口約30万人、総面積約886.47km²を測る。

新茶屋遺跡は、JR山田線 山岸駅から北に約1.5km、山岸六丁目及び山岸字名乗地内に所在する。遺跡南方の尾根向こうには、盛岡白百合学園が位置し、西方約1.0km、洞清水地内を抜けて三ッ割に至るところには、岩手県営野球場が所在している。遺跡の北西には山林・原野が広がるが、その他は住宅街になっている。

遺跡の範囲は、市道の西側に広がり、東西約200m、南北約350m、標高約155～200mを測る。今次調査地点は、山岸老人憩いの家の東側に隣接し、現況は草地である。



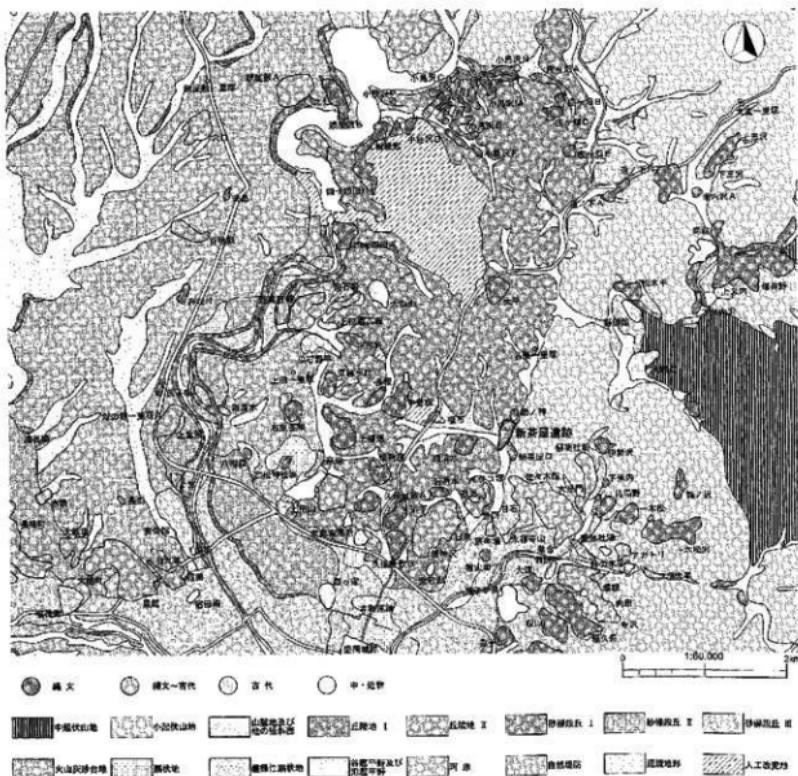
第1図 新茶屋遺跡 位置図

1	新茶屋遺跡	2	名乗坂一里塚	3	歳の神遺跡	4	新茶屋口遺跡
5	永福寺山遺跡	6	肩牛塙遺跡	7	日向遺跡	8	鰐神沢遺跡

2. 地形及び地質

当市周辺は、北上帯の主要な境界である早池峰構造帯の西端部にあり、北部北上帯と南部北上帯を含む地帯となっている。北部北上帯に属する山地は、中起伏山地の外山山地と小起伏山地の玉山山地に区分され、南部北上帯には中起伏山地部と小起伏山地部の双方で構成された手代森山地が属する。早池峰構造帯は、中津川と米内川及びその支流によって開析された中起伏山地の高森山山地と、小起伏山地の朝島山山地、建石山山地の延長部に相当する四十四田丘陵などで構成されている。本遺跡は、四十四田丘陵の南東裾に形成された崖錐性扇状地と谷底平野及び氾濫平野上に立地している。四十四田丘陵は、小起伏山地の縁辺部に相当し、深い谷による開析や同氷河作用による侵食によって丘陵地に至っている。

遺跡周辺には、北上川によって形成された沖積層が広く分布している。このうち本遺跡は、角礫を主体とした砂質物層で構成されており、遺跡南部には砂礫層も広がっている。



第2図 地形分類と周辺の遺跡

3. 周辺の遺跡

新茶屋遺跡が所在する四十田丘陵南端及び中津川・米内川流域には数多くの遺跡が分布している。

四十田丘陵南端部では、縄文時代の遺跡が主体をなしている。しかし、発掘調査等によって詳細が判明している遺跡は多くない。

本遺跡の南方約1.0kmには、屠牛場遺跡が所在する。平成11年に個人住宅建築に伴う発掘調査が実施された。調査の結果、縄文時代早期に帰属する竪穴1基、土坑1基、縄文時代早期以降に比定される土坑7基、ピット群が検出された。また、縄文時代早期、前期、弥生時代、統縄文時代の遺物包含層も検出されている。遺物包含層からは、縄文時代早期の沈線・貝殻文土器を主体に、前期初頭の千鶴II式、弥生時代の赤穴式、統縄文時代の後北C₂式の土器が出土している。

本遺跡周辺においても縄文時代の遺物は確認されている。新茶屋遺跡の北方の歳の神遺跡、南方の日向遺跡などで縄文時代早期の貝殻条痕文・刺突文土器が採集されており、錢神沢遺跡からは縄文時代晩期の大洞C₃式土器、弥生時代の天王山式及び赤穴式土器も確認されている。

本遺跡の南方約1.2kmには、永福寺山遺跡が所在する。昭和40～41年に3次にわたる発掘調査が行われ、縄文時代の竪穴住居跡、土坑、古墳時代の土坑墓等の遺構と、縄文時代中期の土器、古墳時代前期塙釜式の上部器、弥生上部器、統縄文土器、勾玉、鉄製鎌等の遺物が検出された。分けても耳目を集めたのは、古墳時代の土坑墓と、ここから共伴して出土した塙釜式土器と後北C₂-D式土器である。両者の並行関係については結論に至ってはいないが、当地域における古墳文化と統縄文文化の様相を解明するうえで、大きな小窓を与える知見といえる。

新茶屋遺跡の北東約1.0kmには、名乗坂一里塚がある。名乗坂一里塚は、小本街道筋に築かれたもので、現在では旧道東側の塚は淮滅し、西側の塚の一部が僅かに遺存しているのみである。

小本街道は、奥州道中から分岐して、藤川、岩泉、小友などを経て、小本（現 岩泉町）へと通じる脇街道である。部分的に大きく異なる箇所もあるものの、概ね、現在の市道、県道岩泉線、国道455号線と一致、あるいはそれに沿っている。小本街道の変遷については、必ずしも明確にはなっていないが、正保4年の『南部領總繪図』や『通繪図』などによって道筋を確認することができるため、江戸時代初期には整備されていたと推測される。

4. これまでの調査

新茶屋遺跡は平成4年度の第1次調査を嚆矢とし、5次にわたる試掘・本調査が行われている。

第1次調査は、洞清水土地区画整理事業に伴う試掘調査で、縄文土器が僅かに出土したのみで、遺構は検出されなかった。

第2次調査は、山岸老人憩いの家建設に伴う調査で、平成6年に試掘調査を行い、平成7年に本調査を実施している。当該調査では、縄文時代早期の土坑と焼土遺構が検出され、遺物包含層から縄文時代早期中葉と前期初頭を主体に土器・石器が出土している。調査成果の一部は既に報告済みであるが、未報告分については、本書に掲載している。

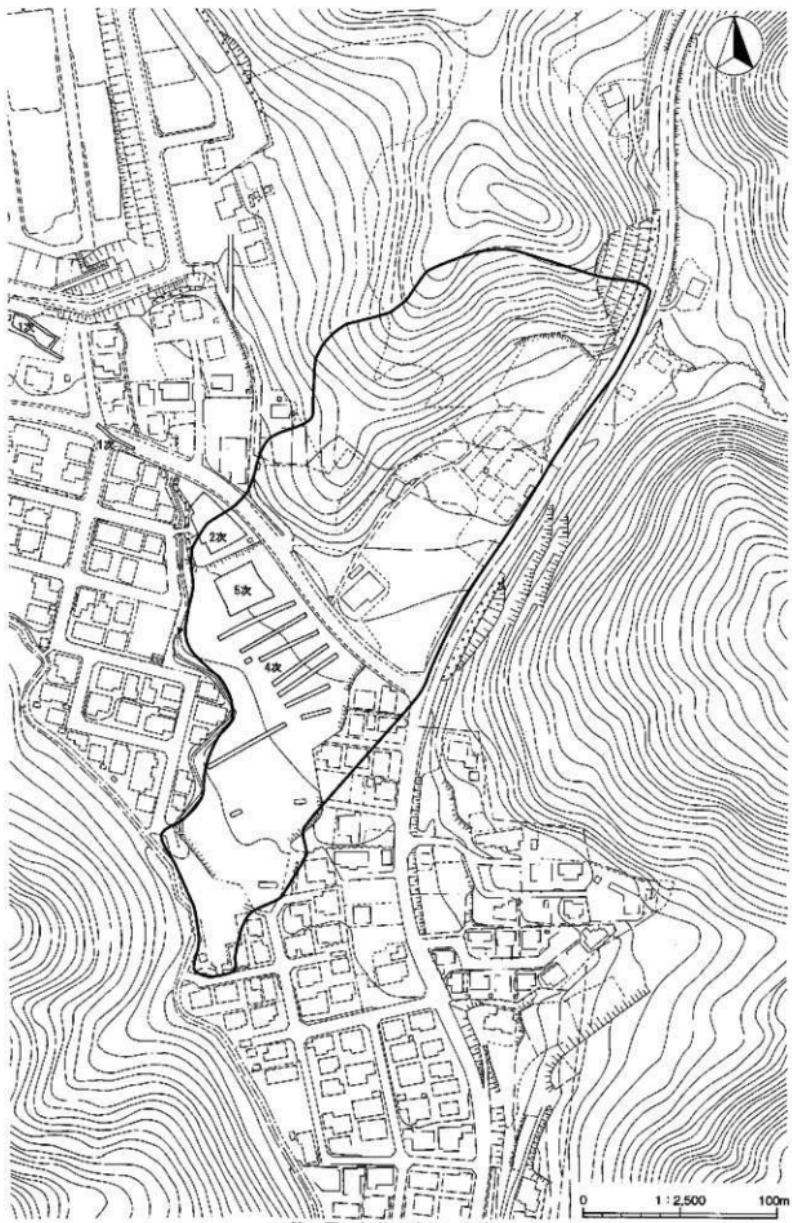
第3次調査は、平成23年、消防庁舎建設に先立つ試掘調査である。調査の結果、縄文時代早期～前期

を主体とする遺物包含層が検出され、今次調査の実施に至った。第4次調査は、第3次調査地点の隣接地で、ここからも同様の遺物包含層が検出されている。

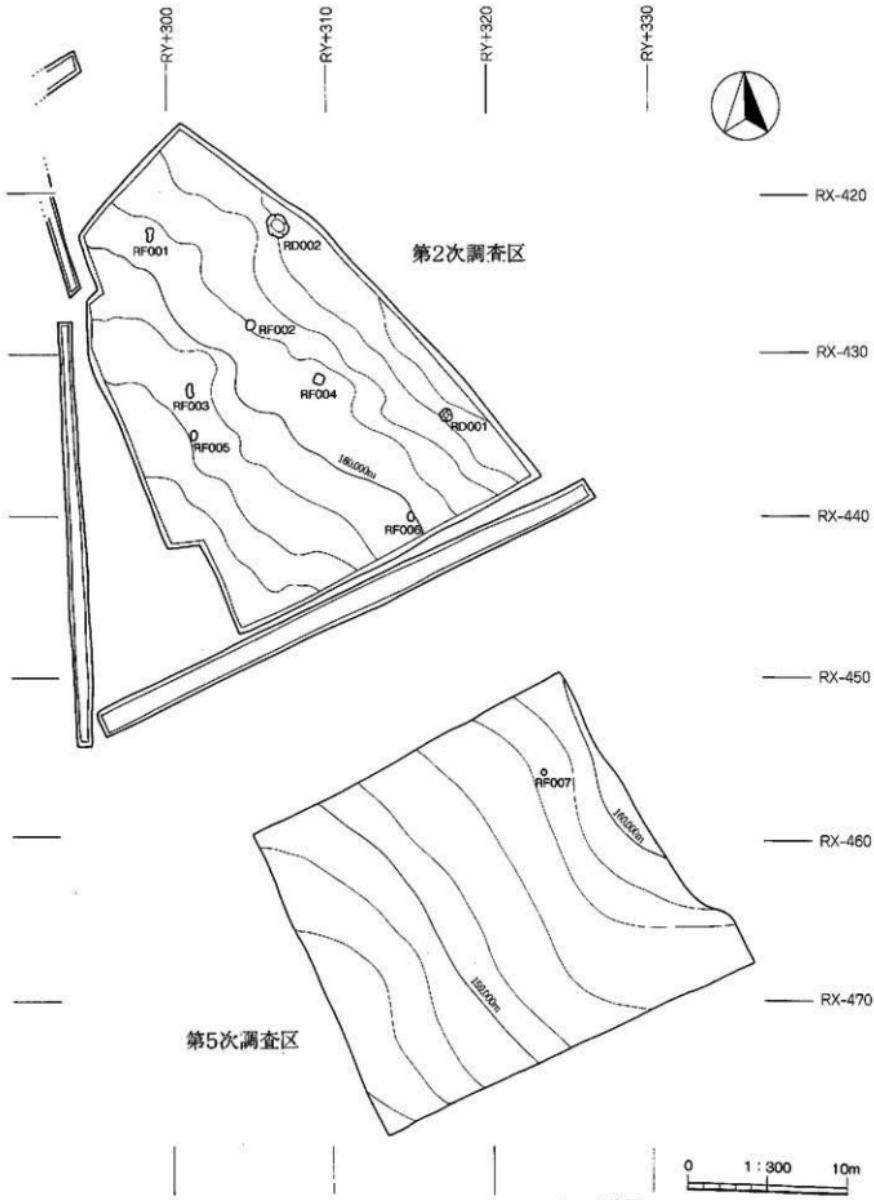
従前の調査及び周辺遺跡の状況等に鑑みれば、本遺跡は、縄文早期から前期を主体とする遺跡と想定される。しかし、本調査の実施例が少なく、遺跡の様相は必ずしも明確にはなっていない。さらなる知見の増加が期待される。

次数	年度	調査方法	所在地	調査原因	面積(㎡)	調査期間	検出遺構・遺物
1	H4	試掘	山岸字洞清水 29 外	土地区画整理		H4. 12. 3 ～12. 4	縄文土器 敷石
2	H7	本調査	山岸六丁目 49-6	公共施設建設	531	H7. 6. 27 ～8. 10	上坑・焼土遺構（縄文早期）, 遺物包含層（縄文早期～後期）
3	H23	試掘	山岸六丁目 46-11 外	消防庁舎建設	150	H23. 11. 15 ～11. 16	遺物包含層（縄文早期～前期 ・弥生）
4	H23	試掘	山岸六丁目 46-1 外	住宅建築	584	H23. 11. 15 ～11. 18	遺物包含層（縄文早期～前期 ・後期・弥生）
5 (今次)	H25	本調査	山岸六丁目 269-2	消防庁舎建設	481	H25. 9. 17 ～12. 10	遺物包含層（縄文早期～前期）

新茶屋遺跡 発掘調査一覧表



第3図 新茶屋遺跡 全体図



第4図 新茶屋遺跡 第2次・第5次調査区全体図

II 調査経過

1. 調査に至る経緯

新茶屋遺跡第5次調査は、盛岡市山岸六丁目269-2外において、盛岡中央消防署山岸出張所庁舎建設に伴って実施した記録保存を目的とする発掘調査（本調査）である。

調査対象地については、平成23年9月に盛岡地区広域消防組合（以下、「消防組合」という）庁舎建設準備室から庁舎建設に係る埋蔵文化財包蔵地の取り扱いについて協議があった。隣接する山岸老人憩いの家建設に伴う本調査（第2次調査）の結果を受け、当該地においても遺構・遺物が確認される可能性があるため、平成23年9月9日に発掘通知が提出された。これを受け、盛岡市教育委員会（以下、「当委員会」という）遺跡の学び館では、平成23年11月に試掘調査（第3次調査）を行ったところ、縄文時代早期～前期及び弥生時代の遺物包含層が確認された。調査結果報告を受けて消防組合と当委員会とで協議した結果、対象敷地内のうち、掘削を伴わない駐車場用地部分は現状保存とし、庁舎建築部分について記録保存を目的とした緊急発掘調査を実施することとなった。発掘調査は、当委員会が主体となり、調査費用については、消防組合が負担することになった。

平成25年6月11日に消防組合から発掘届が提出され、発掘調査を受託された当委員会が、平成25年9月から12月まで実施した。調査終了後は、整理作業及び報告書作成業務を行った。

2. 調査方法

本調査は、事業地内のうち、庁舎部分の551m²を対象として実施した。調査面積は、481m²である。

調査にあたり、木造跡全城にグリッドを設定した。グリッドは、日本測地系 平面直角座標X系のX Y両軸に沿い、50mを単位とした大グリッドを設定した。大グリッドは2m四方の中グリッドで25×25に分割し、さらに、4分割して1m四方の小グリッドを設定した。グリッド名は、南北軸上を50mごとにアルファベット大文字、細分した2mごとにアルファベット小文字を、東西軸上を50mごとに2mごとにアラビア数字を付した。小グリッドは中グリッドを4分割して北西から時計周りに番号を付し、両者を組み合わせて、A1a1①、B2b2②、C3c3③、……、と呼称していく。

調査は、表土の除去から開始した。表土除去の結果、調査区域全面において遺物包含層が確認され、その精査に着手した。調査では、グリッドに沿って土層観察用の畦（ベルト）を設定し、層の堆積状況及び面的広がりを確認しながら進めた。層位ごとに地形測量と検出状況の写真撮影を行い記録した。出土した遺物は、小グリッドを単位として層位別に取り上げた。

遺物包含層中から焼土遺構1基が確認されたものの、それ以外に遺構は確認されず、包含層を掘り上げ、十層の堆積状況を実測し、地形測量を行って調査を終了した。

なお、11月26日に、現地公開を行った。半日の開催にも係らず、地元を中心に40名を超える方々に来駆頂いた。感謝する次第である。

III 遺構と遺物

1. 遺構

RF007焼土遺構

G1013グリッド内のIV層上面で検出された。平面は不整円形を呈し、径約0.4mを測る。被熱面は比較的硬質で、熱浸透厚は約10cmを測る。掘り方は認められず、周辺に付属施設等も検出されなかった。

2. 遺物包含層

(1) 層相

遺物包含層は、本調査区域全面で確認された。当該地は、丘陵側の谷底付近で、北西から南東に傾斜していた。比高差は1.5m以上あった。南北方向に数条の旧流路が認められ、その箇所が若干落ち込む様相を呈していた。

包含層の層厚は約40～80cmを測る。堆積土は、表土（I層）下のII層から暗褐色シルト層（IV層）までの3層から成り、うちIII層を3層に細分した。

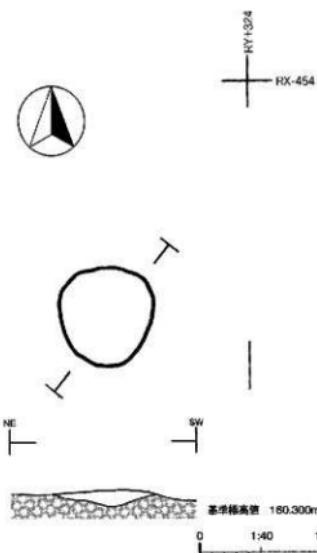
II層は、黒褐色土を主体とする層である。地山の黄褐色シルト粒が僅かに含まれていた。比較的硬く締まった土層で、粒子も細かい。最大層厚は約20cmを測る。

IIIa層は、黒褐色土を主体とする層である。明黄褐色のスコリア粒が含まれていた。黄褐色シルト粒も僅かに含まれていた。比較的硬く締まった土層で、粒子も細かい。最大層厚約25cmを測る。

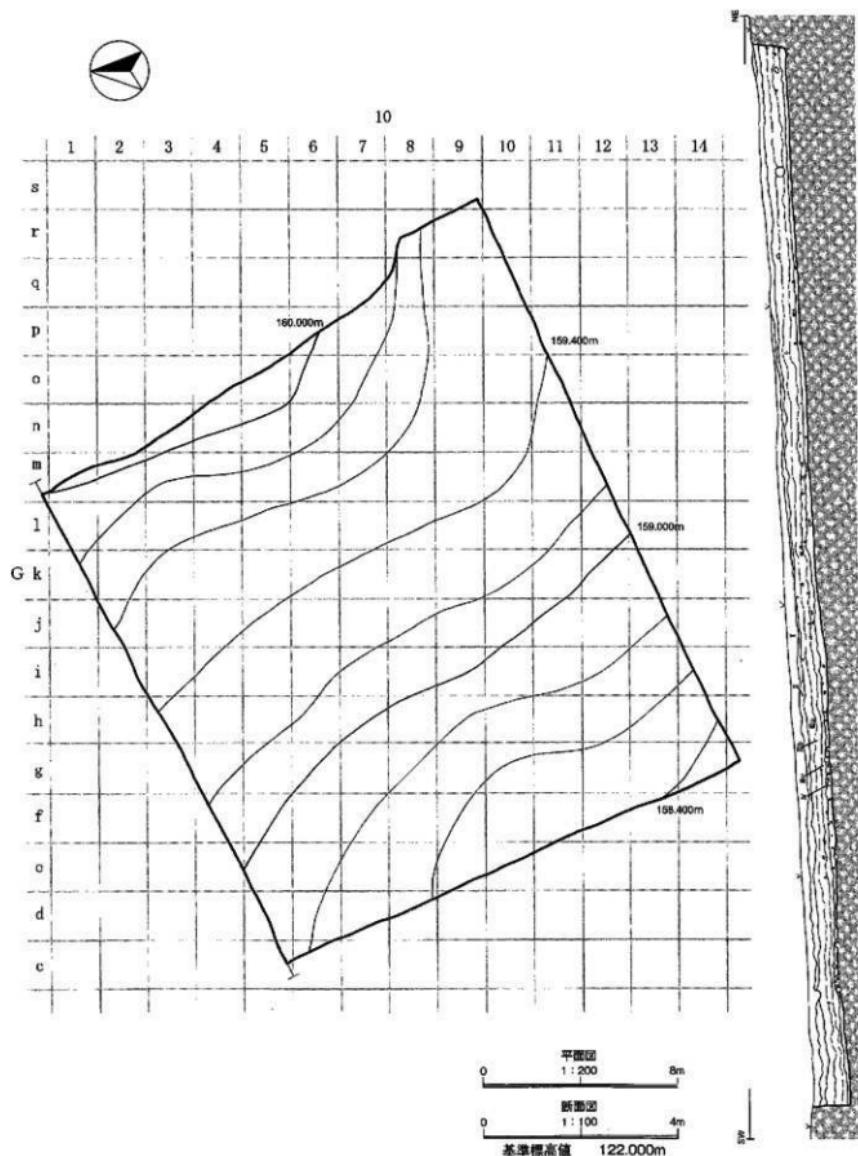
IIIb層は、黒褐色土を主体とする層であるが、色調はIIIa層より僅かに明るい。明黄褐色を呈するスコリア粒が含まれていたが、含有率はIIIa層より高い。黄褐色シルト粒も僅かに含まれていた。土質は硬質であるが、IIIa層より若干密度が低い。最大層厚は約25cmを測る。

IIIc層は、黒褐色土を主体とする層である。色調はIIIb層より暗く、IIIa層に近い。明黄褐色のスコリア粒を多量に含まれており、含有率はIII層中で最も高い。他に、小礫が若干含まれていた。土質はIIIb層に同様である。最大層厚は約25cmを測る。

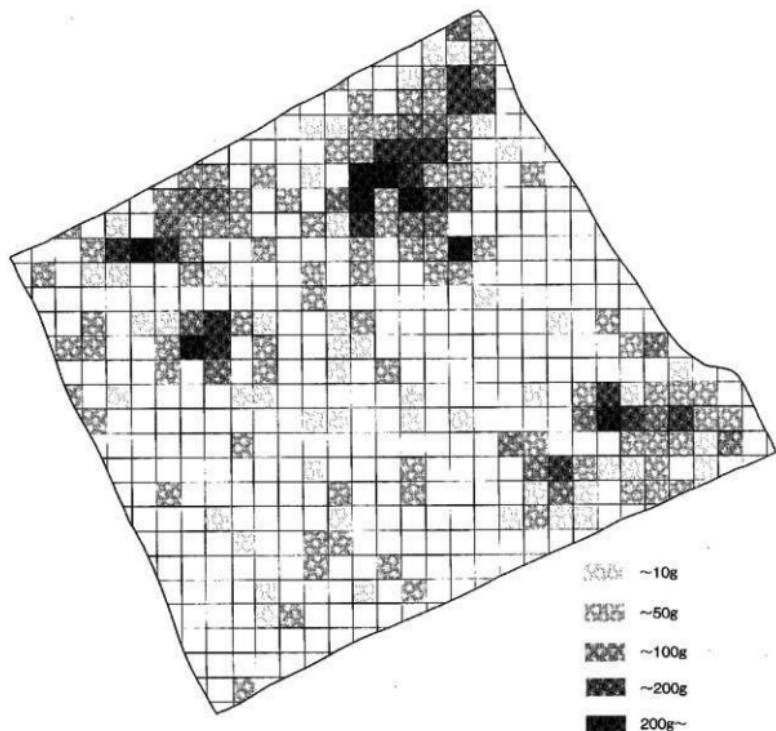
IV層は、暗褐色土を主体とする層である。明黄褐色スコリア粒と小礫が多量に含まれていた。土質はやや軟質で、粒子が粗い。密度も低く、全体的に疎い。最大層厚約20cmを測る。



第5図 RF007 焼土遺構



第6図 遺物包含層



第7図 遺物包含層 グリッド別土器出土量

遺物包含層からは、縄文時代早期から前期を主体とする土器・石器が多量に出土している。全て破片状態で、完形または復元可能な個体は認められない。層位別に概観すれば、出土量が最も多いのはⅢb層で、全体の約70%以上を占める。次いでⅢc層が多く、Ⅲa層がこれに続く。平面的な分布状況は、調査区域北東から北西部、南東隅部付近が多い。特に顕著なのは、北東部である。上述のとおり、調査区内には旧流路が認められ、ここに出土量が集中している。恐らくは、上位から流路に沿って流入し、堆積したものと推測される。

(2) 出土遺物

遺物包含層からは、縄文時代早期から前期に帰属する土器を主体に、縄文時代後期、弥生時代の土器も一部含まれている。石器は、石鏃等の剥片石器と、敲石等の礫石器が認められ、剥片・石核も出土している。本書において、その全てを報告することは難しいため、各々の特徴が異なる遺物を抽出し、土器は層位別に図示し、石器は器種別に構成して掲載した。

土 器

1・2は、深鉢の口縁部である。ともに平縁で、口唇部に棒状工具の押圧による連続刻み目が施されている。胎土には纖維が多量に含まれている。3・4は、横位の羽状縄文が施文されている。胎土には纖維、石英、砂粒が含まれている。5は、単節縄文が施文され、胎土には纖維、細繊が含まれている。6は、斜位の単節縄文である。胎土は比較的緻密で、砂粒、細繊が混入している。

14以降はIII b 層山上器である。14は、器外面上に細い粘土紐を貼付した微隆起線文1条と角度の異なる斜位の微隆起線文数条で幾何学文様を構成している。地文は器内外面ともに条痕文が施されている。胎土は比較的緻密で、纖維は混入されていない。金雲母が多量に含まれている。15は、横位の微隆起線文1条と斜位の微隆起線文数条で幾何学文様を構成している。横位の微隆起線文の下位には、条痕文が施されている。器内面にも斜位の条痕文が認められる。胎土には砂粒と金雲母が含まれている。16は14と同様に、緩い角度の微隆起線文1条と直角に近い斜位の微隆起線文数条で文様を構成している。器内外面ともに斜位の条痕文を地文としている。胎土には細繊と金雲母が含まれている。胎土及び色調が前二者とは大きく異なっている。21は、横位の微隆起線文1条に斜位の微隆起線文で文様を構成しているが、文様が不明瞭であるために判然としない。器内外面ともに横位の条痕文を地文としている。胎土には金雲母が多量に含まれている。

17～31は、器内外面ともに浅い条痕文が施されている土器である。17・20・23は、器内外ともに斜位の条痕文が施文されている。20は、他の個体に比して器厚が薄く、胎土には小繊が僅かに含まれている。17の胎土には、細繊と金雲母が僅かに含まれている。18・19・24は、器内外に横位の条痕文が施されている。18の胎土には、微量の細繊と多量の金雲母が含まれ、19・24の胎土には、細繊と金雲母が僅かに含まれている。26は、器内外面ともに横位の条痕文で、胎土には多量の金雲母が含まれている。27～30は、横位の条痕文が器内外面に認められる。いずれも胎土には、細繊と少量の金雲母が含まれている。胎土及び焼成が類似しており、同個体の可能性もある。31は、器内外面ともに斜位の条痕文が施文されている。胎土には、細繊、雲母、若干量の小繊が混じっている。

32～34は、深鉢の口縁部である。32・34は外傾して直線的に立ち上がるが、33は僅かに外反している。いずれも平縁口縁で、器外面に単節斜縄文が施文されている。口唇部には指頭状圧痕による連続刻み目を施している。35は、口唇部直下にも連続した指頭状圧痕が認められる。口縁部の器内面はナデの調整が加えられている。35・36には端部に指頭状圧痕が施されている。胎土には、細繊、纖維が多量に混入している。35も平縁口縁であるが、端部はやや内削気味に仕上げられている。36～41は、平縁の口縁部である。器形はいずれも外傾して直線的に立ち上がっているが、37・38は、端部が外反している。地文は単節斜縄文で、口縁端部まで器外面全面に施文されている。胎土には、細繊と纖維が多量に含まれている。42は、平縁口縁で、端部は丸く仕上げられている。地文は結束のない羽状縄文で、胎土には、

細繩、石英、纖維が多量に含まれている。43～50は、深鉢の体部である。いずれも、内寄り気味で外傾して立ち上がる器形である。47・48は、体部下半部と思われるが、外傾角度が大きく、尖底底部を想起させる。いずれも胎土には、多量の纖維と細繩が含まれている。

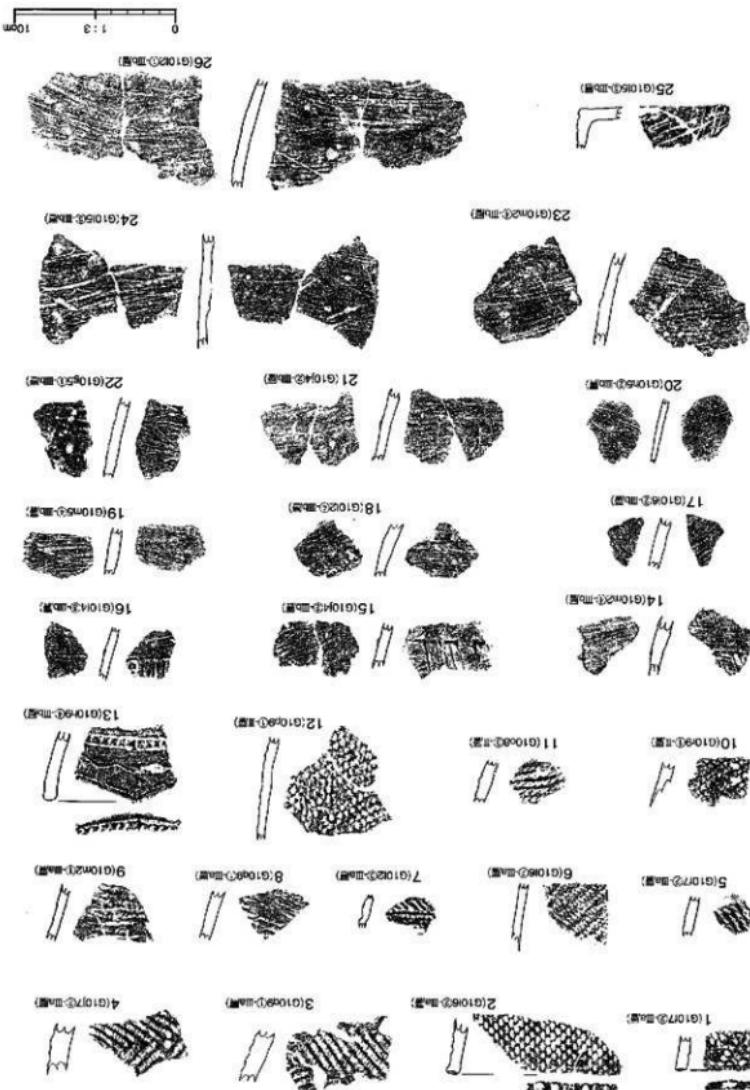
51～62は、羽状縄文を地文としている。56は、結束のない羽状縄文で、口縁端部に刺突文が連続している。59～62は、結束のある羽状縄文である。

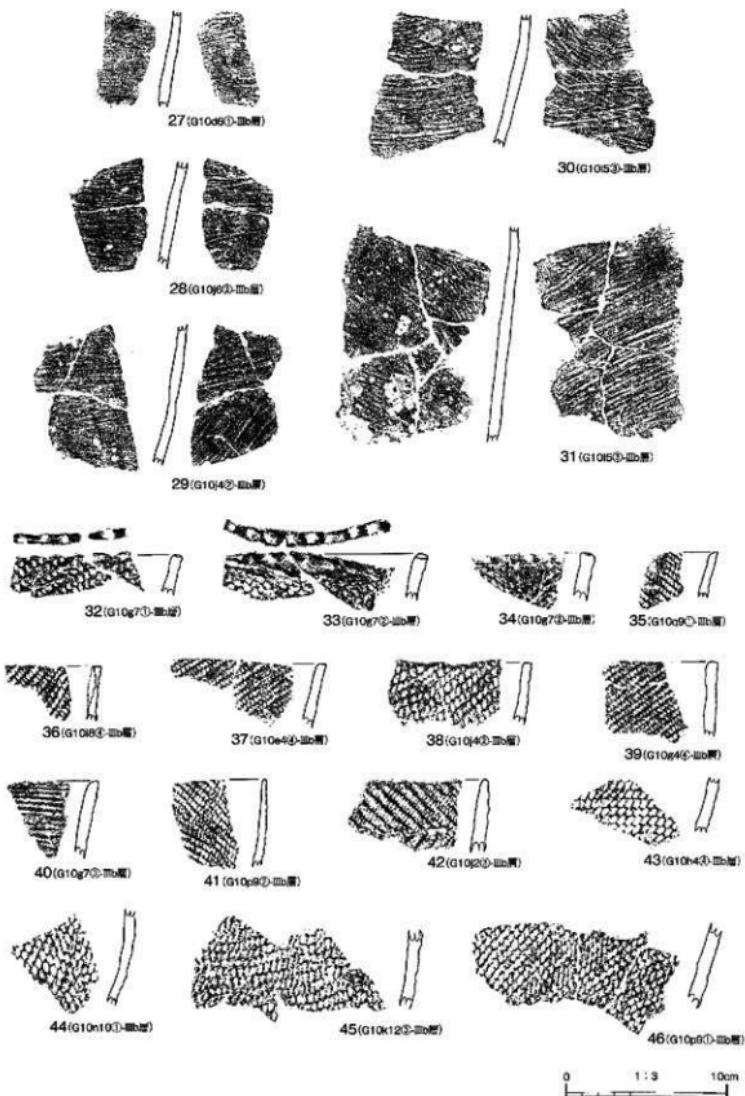
64～68は、平縁口縁で、体部からほぼ直線的に立ち上がり、口縁部が僅かに内寄る器形を呈している。文様は、沈線、連続刺突文、原体側面圧痕によって構成されている。口縁端部に刺突による連続刻み目が施されている。その下位には、側面圧痕2条と連続刺突文を波状に2段、上下反転させて展開し、その頂部直下と谷部直上に原体側面圧痕による蕨手文を配している。文様帶は、横位の沈線文と連続刻み目で区画されている。体部全体に羽状縄文が施されている。胎土には纖維が多量に含まれている。また、細繩、少量の金雲母も混入している。

69～84は、III c 層出土上器である。69～75は、器内外面に条痕文が認められる土器群である。70は器内外面ともに斜位、74は横位に条痕文が施され、胎土には、多量の細繩と金雲母が含まれている。71・72・75は、外傾しながら直線的に立ち上がる器形を呈している。器内外面に条痕文が施されているが、施文方向は一定しておらず、横位と斜位が混在している。胎土には少量の細繩が含まれている。金雲母は微量しか混入していない。76は、尖底深鉢である。底部は乳房形を呈し、尖底部は平底で、中央部が窪んでいる。体部は、ほぼ直線的に外傾しながら立ち上がっている。器外面には、全面にわたって条痕文が施されている。器内面にも条痕文が認められるが、剥離のため、全面に施されているか明確にはしない。胎土には、砂粒、金雲母と少量の石英が含まれている。纖維はほとんど認められない。

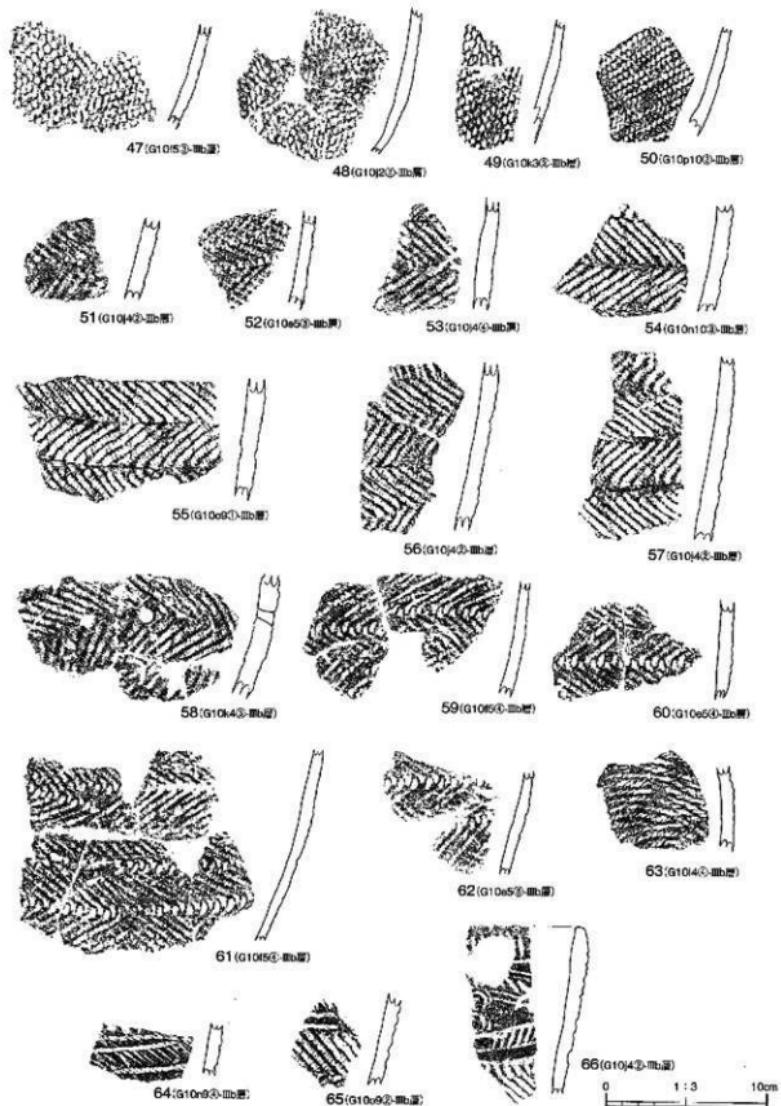
77～79は、深鉢の口縁部である。直線的に外傾しながら立ち上がり、口縁端部は僅かに外反する器形を呈する。口唇部は、断面が角ばった平頭を呈している。文様は、器外面全面に単筋斜縄文が施されている。胎土には、細繩と纖維が多量に含まれている。81は、深鉢の体部下部である。外傾して立ち上がっているが、傾きが大きく、底部は尖底を呈する可能性もある。胎土には、細繩、纖維と微量の石英が含まれている。82は、深鉢体部で、結束のない羽状縄文が施文されている。胎土は脆く、細繩、纖維、石英が多量に含まれている。

第8圖 遺物包含層 出土土器(1)

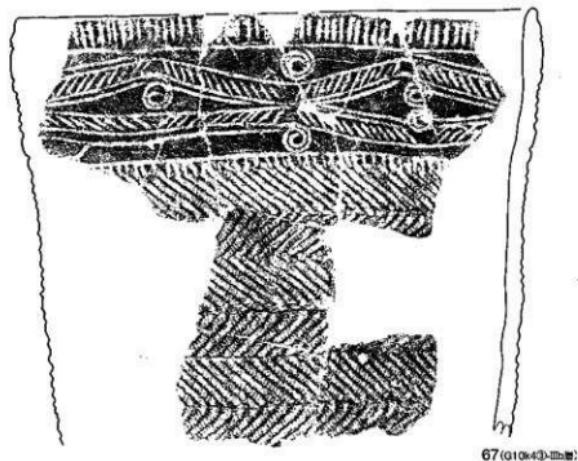




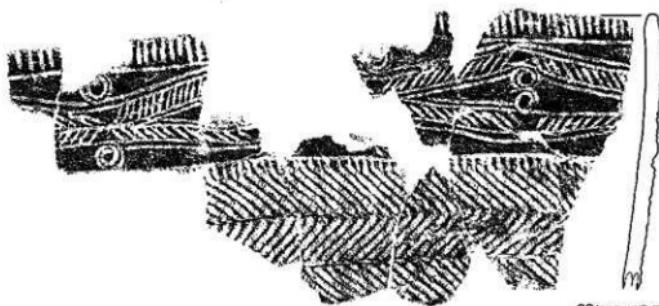
第9図 遺物包含層 出土土器（2）



第10図 遺物包含層 出土土器（3）



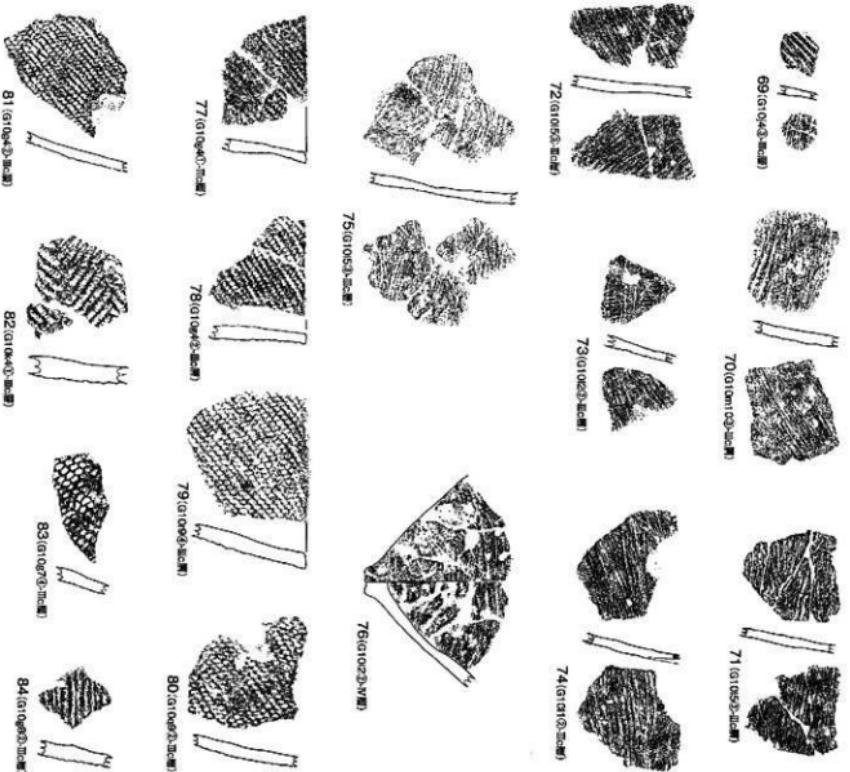
67(010x43-III層)



68(010n100-III層)

0 1:3 10cm

第11図 遺物包含層 出土土器 (4)



第12図 遺物包含層 出土土器（5）

0 1:3 10cm

石 器

85・86は、石鎌である。5点出土しているが、遺存状態の良い2点を図示した。ともに無茎平基式で、両面の周縁を調整している。85は、先端部を欠損しているが、鎌身の形状は二等辺三角形を呈する。遺存部分で、鎌身長約25.0mm、幅約13.1mm、厚さ約3.6mmを測る。86は、刃部及び基部が丸みを帯びた形状で、断面は菱形に近い形状を呈する。背腹両面の一部に剥離残存が認められる。ともに石材は頁岩である。

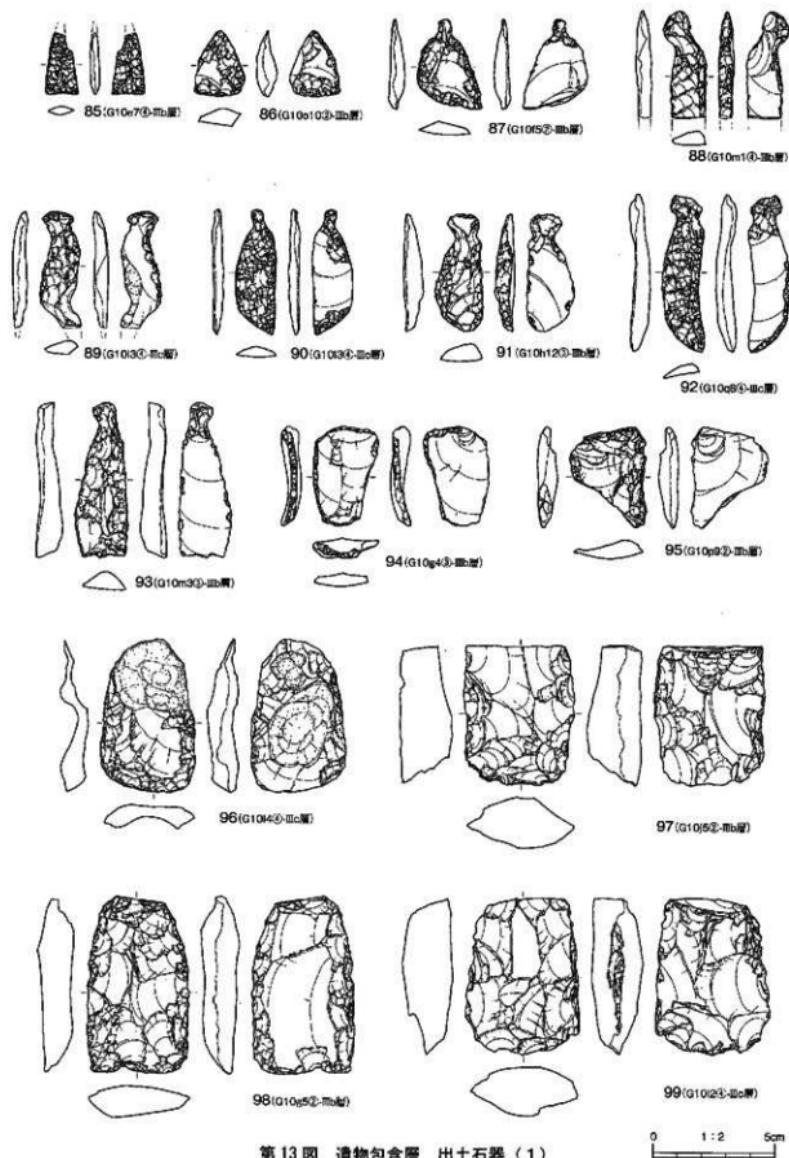
87～93は、石匙である。全て上部に摘み部を有する。87は横形で、背面を調整して側縁部3辺に刃部を作り出している。88～93は縱形である。91・93は背面のみを調整し、その他は両面に調整が加えられている。88を除き、両側縁に刃部を作り出している。いずれも頁岩を石材としている。

94・95は、搔器である。94は、両面を調整し、押圧剥離によって2縁辺に刃部を作り出している。95は、背面のみを調整している。ともに石材は、頁岩である。

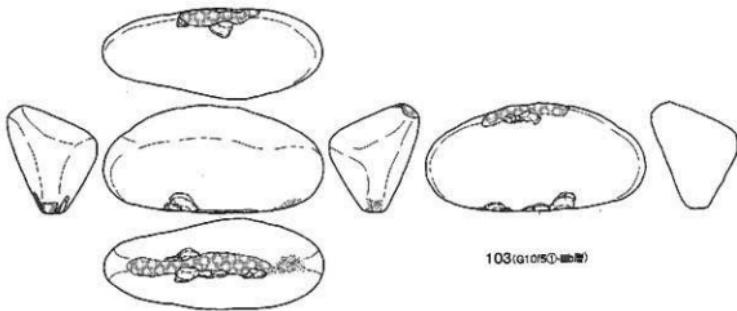
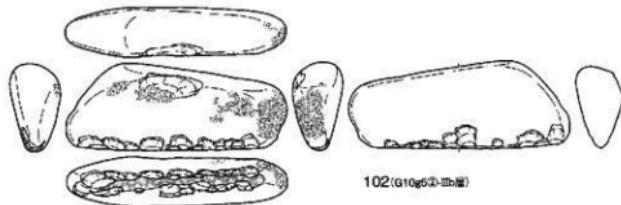
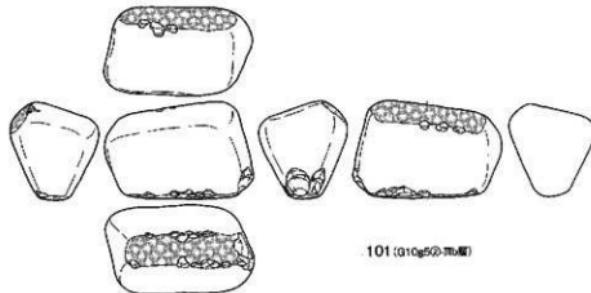
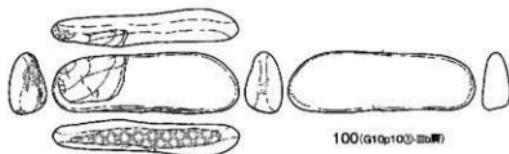
96～99は、石箒である。全て欠損または剥離が認められるが、形状は長楕円形である。96は、両面に調整を施しているが、一部剥離残存が認められる。側縁は両面調整で刃部を作り出しているが、下部の刃部は片面調整である。98は、先端部を欠損しているが、両面調整で、一部剥離残存が認められる。側円に両面調整で刃部を作り出している。チャートを石材としている。

100～111は、敲打磨石である。本調査で出土した砾石器の主体をなす器種である。断面形状は長楕円形または三角形を呈する。小口に敲打痕を有し、側縁部に磨痕が認められるものが多い。102・103は、両側縁に磨痕を有するが、それ以外は片側縁のみである。石材は凝灰岩を主とし、一部花崗岩も認められる。

112～124は、剥片・石核である。100点近く出土したが、その一部を図示した。石材は、頁岩とチャートが人勢を占め、黒曜石が一部認められる。

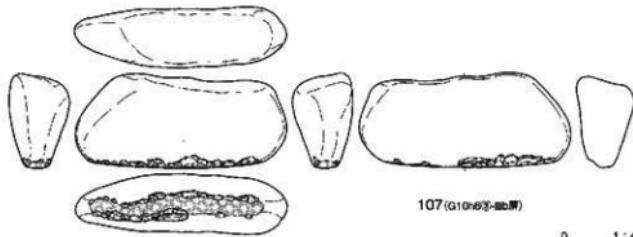
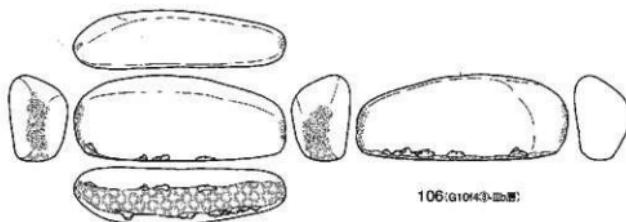
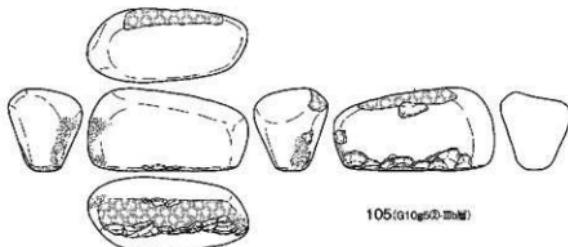
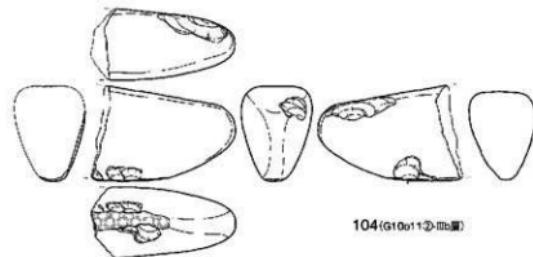


第13図 遺物包含層 出土石器（1）



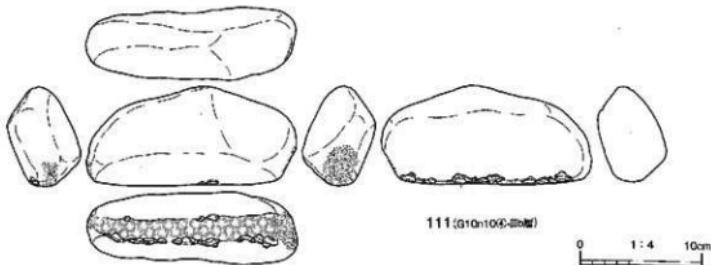
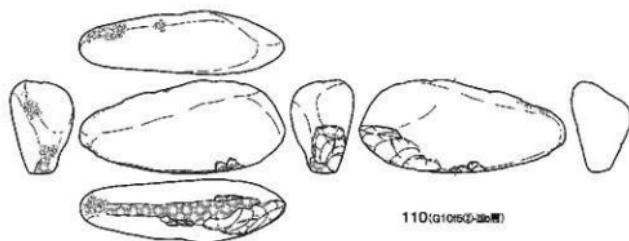
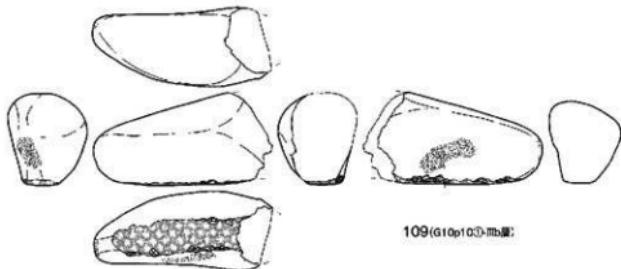
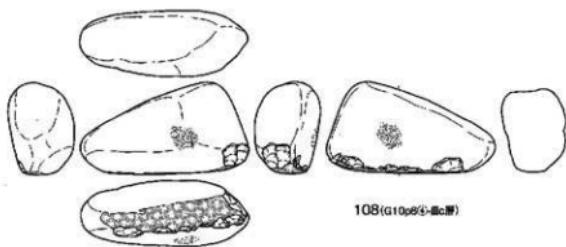
0 1:4 10cm

第14図 遺物包含層 出土石器(2)



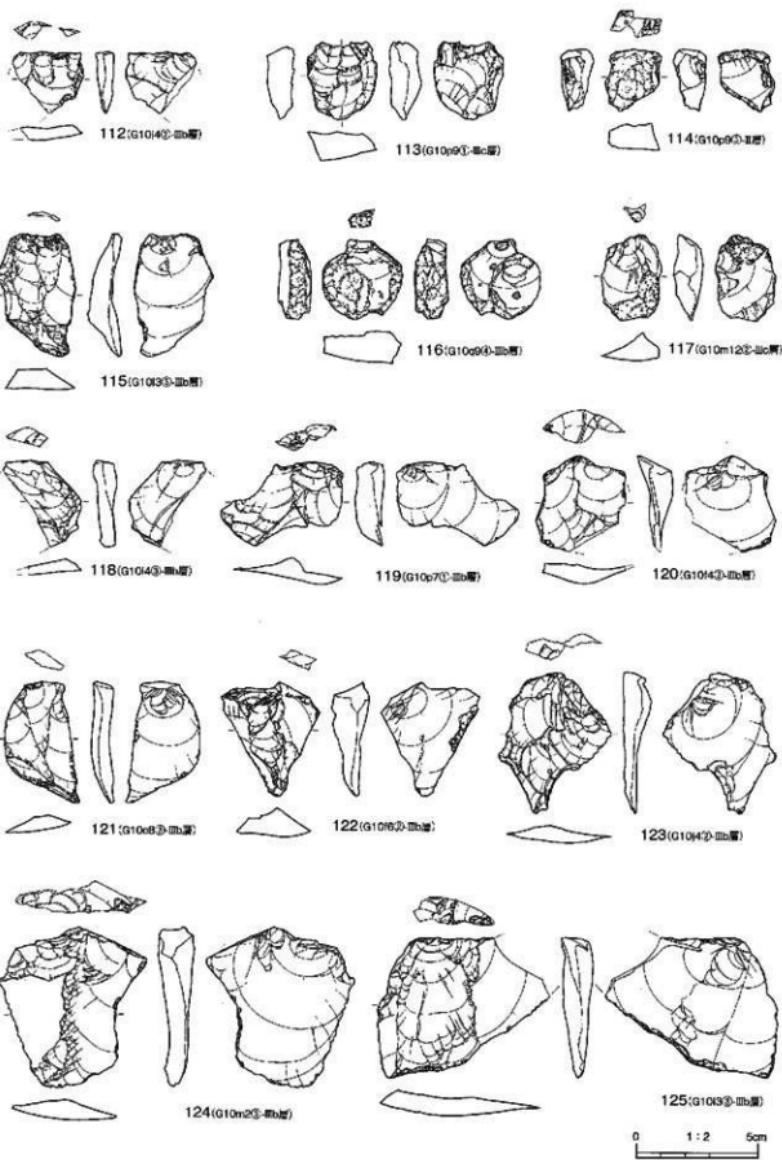
0 1:4 10cm

第15図 遺物包含層 出土石器（3）



0 1:4 10cm

第16図 遺物包含層 出土石器(4)



第17図 遺物包含層 出土遺物(剥片)

IV まとめ

新茶屋遺跡第5次調査では、焼土遺構が1基検出され、縄文時代早期から前期の土器、石器を主体に、縄文時代後期、弥生時代の土器が含まれた遺物包含層が確認された。本章では出土土器について概説し、後章の第2次調査結果との比較分析を含めて、本調査を総括する。

出土上器は、縄文時代早期から前期に帰属する土器が主体をなしている。

縄文時代早期の上器は、条痕文土器が顕著である。条痕文土器は、出土土器総体からみた出現率は20.0%と、必ずしも突出した出土量ではないが、早期の上器の中では大勢を占めるものであり、本調査を特徴づける土器の一群である。しかし、第2次調査においては、早期の土器の82.5%を貝殻文系土器が占めている。罹災資料があるために出現率は本確定要素があるものの、貝殻文系土器が顕著である点は明確と言え、今次調査と対照的である。

本調査で検出された条痕文上器は、内外面条痕のみのものと、微隆起線文を伴うものに類型化できる。

条痕文のみの一群は、器内外面に横位または斜位に条痕が施文されている。胎土には細繊維と金雲母が含まれているが、微隆起線文を伴う土器群より少量である。纖維は含まれていない。

微隆起線文は、横位または角度の緩い斜位に1条貼付し、縦方向の微隆起線文数条を加えて文様を構成している。条痕を地文としており、横方向の微隆起線文と平行に施文されている。器内面の条痕も外面と同方向である。胎土には、多量の金雲母が含まれている点が特徴である。纖維は含まれていない。この一群は、楕円I式に相当すると考えられる。当該型式は、条痕文系土器の初頭に位置づけられている。第2次調査及び本調査では、先行する貝殻文系土器も多数確認されており、本遺跡における両者の連続性が想起されるものである。

縄文時代前期の土器は、羽状繩文系上器が主体をなしている。分けても特徴的なのは、口縁部に原体圧痕と連続刻み目で波状に2段施文し、その中に原体側面圧痕で蕨手文を施した土器群である。宮古市千鶴遺跡に好例が求められ、報告書において千鶴I式が設定されている。これは、上川名II式、長七谷地貝塚第III群に併行し、縄文時代前期初頭に位置づけられている。

県央部においては、琴石町桜松遺跡、滝沢市仏沢II遺跡、滝沢市湯舟沢遺跡6区などで類例が出土している。木遺跡周辺においては、薬師社脇遺跡から出土している。他例の多くは、原体圧痕と連続刻み目で構成された波状文様の頂部及び谷部に原体圧痕による蕨手文を施しているが、本例では、蕨手文は波状文様と波状文様の間に1つあるいは継列に2つ施文しており、文様構成が若干異なる。桜松遺跡では、波頂部に粘土の高まりを有するものや、波状口縁のものが出土しているが、本遺跡では確認されていない。湯舟沢遺跡の例では、口縁部が直立または外反する器形も確認されているが、本遺跡では口縁部が内弯する器形を呈している。文様及び器形をみれば、むしろ宮古市千鶴遺跡の一帯に類型が求められるようである。

これに続くのは、口縁部が平縁で、器面全体に単節斜繩文や羽状繩文などが施され、胎土に纖維が含まれている上器群である。

羽状繩文が施された土器群は、体部がほぼ直線、または若干内弯しながら立ち上がる器形を呈する。口縁部は、直線的で、口唇部は丸く仕上げられている。底部は確認されていないため、器形全体は見えない。文様の羽状繩文は、器外側全体に施されている。結束の付るものと無いもの、0段多条を原体と

し幅の狭い文様帯を層状に重ねていくもの、太い原体を用いたものなどが認められる。胎土は比較的粗く、多量の纖維が含まれている。これらの多くは長七谷地第III群に相当すると考えられる。

もう一つ特徴的な一群は、口唇部に圧痕による連続刻み目が施され、単節の縄文を地文とするものである。圧痕は、棒状工具によるものも若干認められるが、大半は指頭状圧痕である。器形は、体部が直線的に外傾しながら立ち上がり、口縁部に至り、端部が僅かに外反するものが多い。文様は単節縄文を主とする。器外面全面に縄文が施され、口縁部に文様帯を有するものは看取されない。器内面の調整はミガキが多く、一部は口縁部に指頭状圧痕も認められる。胎土は比較的精緻で、纖維を含むが、前述の羽状縄文土器群に比して少ない。かかる類例は、淹沢市仏沢III遺跡などに求められ、早稻田第6類に相当すると考えられる。

従って、本調査で確認された縄文時代前期の土器は、千鶴I式、長七谷地第III群、早稻田第6類に概括される。かかる様相は、第2次調査においても同様であるが、千鶴I式の土器が比較的多く出土している点は、第2次調査に対する今次調査の特徴と言える。

第2次・第5次調査を総括すれば、本遺跡は、縄文時代早期中葉の貝殻文土器から前期初頭を主体とすると推測され、当該地域における該期の様相は、明確になっていない点が多いため、当該期の変遷が窺える資料といえよう。今後、さらなる資料の増加によって、本遺跡の様相や集落等の形成状況、あるいは、周辺地域における本遺跡の位置づけ等が判明していくと思われる。新たな知見を待つて、後考を期すこととした。

【引用・参考文献】

- 柏原淳一 「東北地方における縄文時代早期後葉から前期前葉にかけての土器編年—仙台湾周辺の分層発掘資料を中心に」『考古学雑誌』76卷1号 日本考古学会
- 岩手県教育委員会 1981 『岩手県「歴史の道」調査報告書 小本街道』岩手県文化財調査報告書第66集
(財) 岩手県埋蔵文化財センター 1983 『上單遺跡発掘調査報告書—戸バイパス関連遺跡発掘調査—』
(財) 岩手県埋蔵文化財センター 1982 『御所ダム建設関連遺跡発掘調査報告書』岩手県埋蔵文化センター文化財調査報告第29集
- 熊谷常正 1983 「岩手県における縄文時代前期土器群の成立」『岩手県立博物館研究報告』第1号 岩手県立博物館
- 淹沢村教育委員会 1987 『仏沢III遺跡』淹沢村教育委員会文化財調査報告書第5集
- 淹沢村教育委員会 1986 『湯舟沢遺跡』淹沢村教育委員会文化財調査報告書第2集
- 二本柳正一・角鹿扇三・佐藤達夫 1957 「青森県上北郡早稻田貝塚」『考古学雑誌』43卷2号
- 八戸市教育委員会 1982 『長七谷地遺跡発掘調査報告書』八戸市埋蔵文化財調査報告書第8集
- 宮古市教育委員会 1989 『千鶴遺跡—昭和62年度発掘調査報告書—』宮古市埋蔵文化財調査報告書16
- 武藤康弘 「東北地方北部の縄文前期土器群の編年学的研究—表鉢式、早稻田第6類土器をめぐって—」『考古学雑誌』74卷2号
- 盛岡市教育委員会 2000 『盛岡市内遺跡群—平成11年度発掘調査概報告』
- 盛岡市教育委員会 2008 『薬師社隣遺跡—宅地造成に伴う緊急発掘調査報告書』

附章 新茶屋遺跡 第2次調査

新茶屋遺跡 第2次調査は、平成7年に実施した山岸老人憩いの家建設に伴う発掘調査である。

調査成果のうち、出土遺物の一部については、既に報告済み（盛岡市教育委員会 2000）であるが、その他の成果については未報告である。本書は、第5次調査の調査報告であるが、第2次調査地点は、第5次調査地点に隣接しているため、両者は一連のものと捉えることができるとともに、第5次調査の特徴をより明確にする比較資料として、第2次調査成果は有用であると考える。よって、本書において報告することとする。

なお、平成12年12月に発生した盛岡市教育委員会文化財調査室火災によって、第2次調査の出土資料及び図面等の記録類の一部は、罹災・焼失した。そのため、木稿では、残存した資料をもって報告する。また、グリッド及び層位は、第5次調査のそれとは異なることを予めお断りしておく。

1. 調査の概要

新茶屋遺跡 第2次調査は、盛岡市山岸六丁目46番9に所在する山岸老人憩いの家建設に伴う発掘調査である。調査期間は、平成7年6月27日から平成7年8月10日までで、調査面積は、531m²である。

施設設計図に基づき、平成6年12月19日に試掘調査を実施したところ、縄文時代前期の土器等の遺物と遺物包含層が検出された。これを受けて事業主体者の盛岡市から受託された盛岡市教育委員会が発掘調査を実施したものである。

調査の結果、縄文時代早期の土坑、焼土遺構と遺物包含層、縄文時代早期から前期の土器等の遺物が確認された。

2. 遺構と遺物

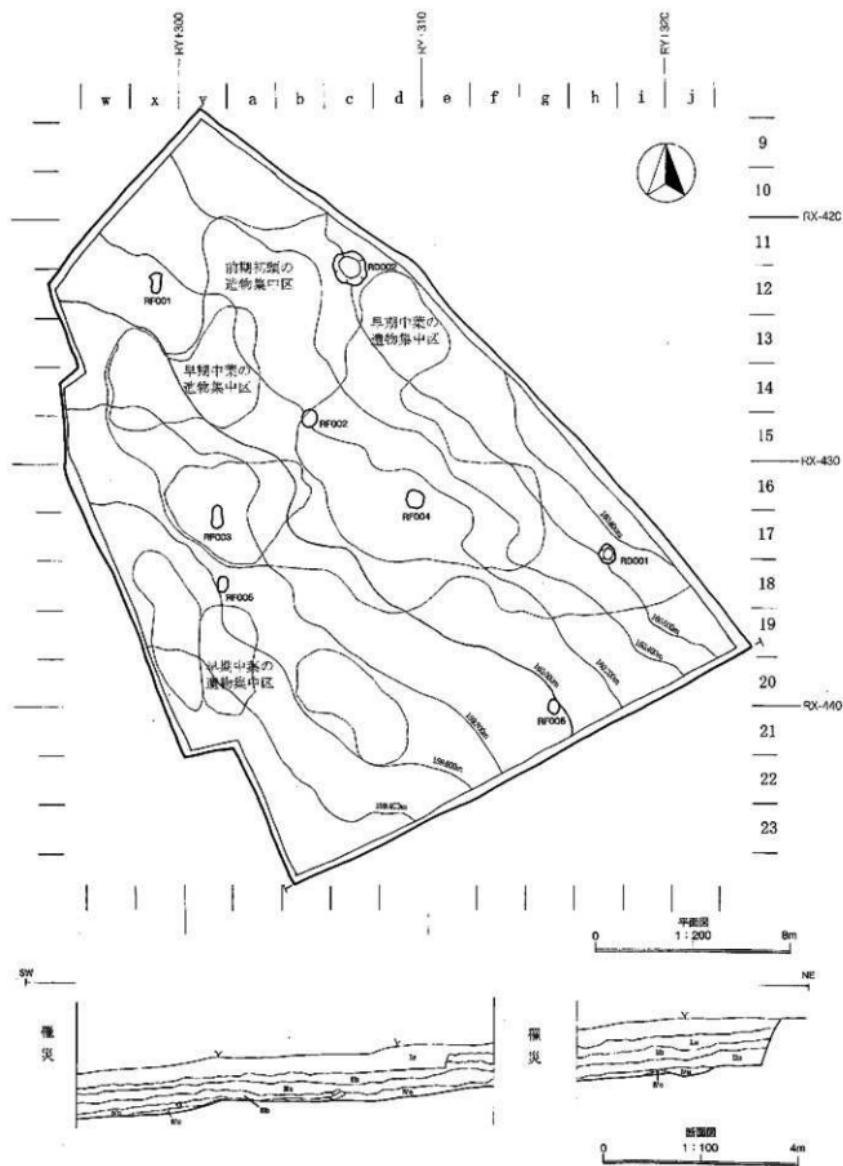
(1) 検出遺構

土坑2基と焼土遺構6基が検出された。

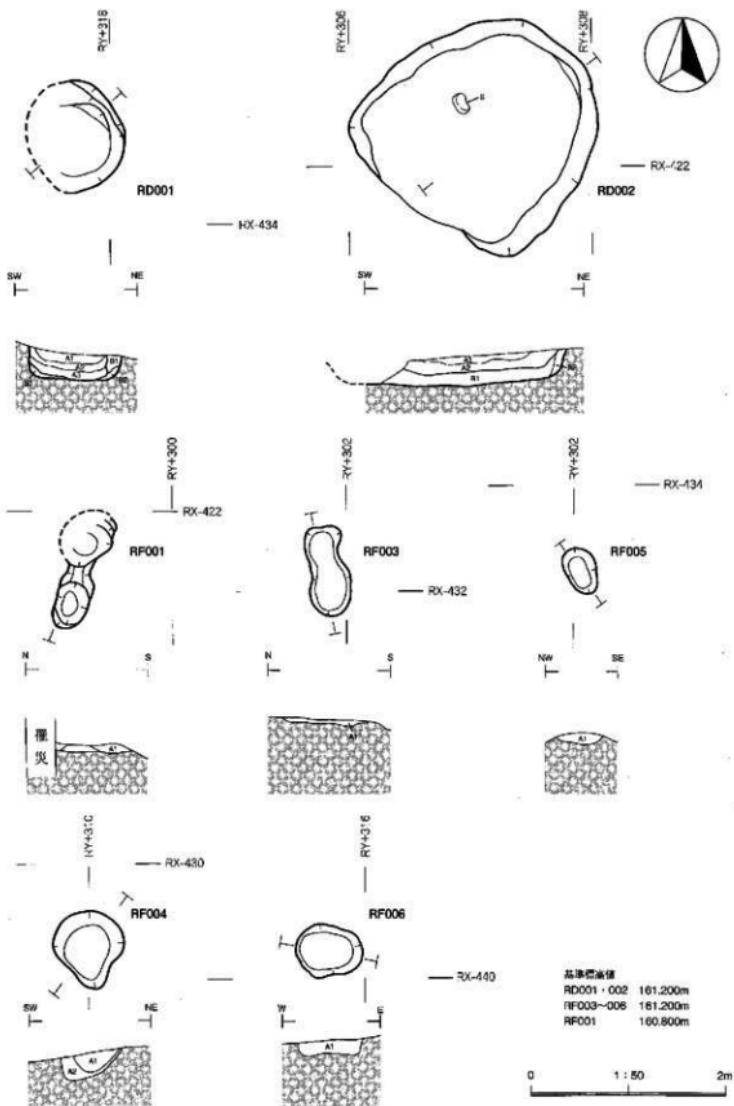
土坑は、いずれも平面は不整円形を呈する。基底面はほぼ平坦で、壁は外傾して立ち上がっている。規模は、北側のR D001が径約1.1m、南側のR D002が径約2.2mを測る。

焼土遺構は、6基検出された。区域内に点在しており、特に平面的な偏りは認められない。平面形は、西側で検出された3基が不整圓形を呈し、東側の3基が不整円形を呈する。被熱面は比較的硬質で、熱浸透厚は、約5～20cmを測る。

確認された遺構は、検出面等の状況から、いずれも縄文時代早期に帰属すると考えられる。



第18図 第2次調査区全体図



第19図 RD001・002土坑, RF001~005焼土遺構

(2) 遺物包含層

第2次調査では、縄文時代早期～前期、弥生時代中期の遺物包含層が確認された。包含層の層厚は、約50～80cmを測る。層序は、表土・盛土（I層）の下、II～IV層から成り、うちII・IV層がそれぞれ、a・b層の2層に細別された。

II層は、黒褐色上層で、弥生土器が含まれている。III層は、黒褐色土層で、角礫が含まれている。縄文時代早期以降の土器が主体になっている。IVa層は、小礫・角礫が多く含まれている黒褐色土層である。特に層下位に小礫が著しい。IVb層は、黄褐色土層で、小礫・角礫が多く含まれている層である。

(3) 出土遺物

1～30は、貝殻文土器である。体部から口縁部にかけて、外傾しながら直線的に立ち上がる器形を呈する。口縁部が僅かに外反するものも認められる。口縁部形態は全て平縁で、口唇部は、外削、内削、平頭の各形状が認められる。胎土には、細繊、砂粒などが混入されており、石英が含まれているものもある。

1は、口唇部に貝殻腹縁による刻み目が施され、口縁部には、横位の貝殻腹縁文が施文されている。2～4は、口唇部に貝殻腹縁による刺突が連続し、口縁部には2段の爪形刺突列が2段に施文されている。2は、さらにその下位に斜位の貝殻腹縁文が施されている。5は、口唇部に刻み目が施され、口縁部には横位または斜位の貝殻腹縁文が施されている。6・7は、口唇部に貝殻腹縁による刻み目が連続し、口縁部には斜位の貝殻腹縁文が施されている。8は、口縁端部に横位の貝殻腹縁文、その下位に斜位の貝殻腹縁文が施文されている。9は、口唇部が外削状で、貝殻腹縁文が施され、口縁部にも斜位の貝殻腹縁文が施されている。10～30は、縦位または斜位の貝殻腹縁文が施されている。23・28は、尖底深鉢の体部下半から底部である。体部下半には貝殻腹縁文が施され、底部は無文である。

31～39は、貝殻文、沈線文、棒状工具による押引文の組み合わせで文様を構成する土器群である。31・33は、体部から直線的に立ち上がり、口縁部が緩やかに内湾する器形を呈する。口縁部文様は、沈線文と押引文によって「>」と「<」状に施文している。「>」と「<」の交点には刺突文が施されている。その下位には沈線文と貝殻文によって満巻文が施文され、その中に刺突文が施されている。口唇部の器内面には、貝殻腹縁による刻み目が施されている。32は、口縁端部に横位の押引文が1条施文され、その下位に沈線文と貝殻腹縁文によって、満巻文などの文様を構成している。満巻文の起点には円点刺突文が施されている。34は、直線と曲線の沈線文と、その間に横位の貝殻压痕文を多段に施文している。35は、貝殻腹縁による押引文を連続させ、纏糸状のモチーフとしている。36・39は、押引文、沈線文、綾杉状の貝殻腹縁文の3要素で文様を構成している。下位に施文された1条の押引文は文様を区画する役割を果たしていると考えられる。37は、2条の平行沈線による矩形と、その中に施された棒状工具による押引文によって文様を構成している。体部下位は無文である。38は、横位と斜位の沈線文と貝殻腹縁文を多段構成している。

40～50は、器内外面に条痕文が施される土器群である。胎土は比較的緻密で、砂粒、金雲母が含まれるものが多い。43は、横位の微隆起線文1条と斜位の微隆起線文3条で文様を構成している。微隆起線文の下位には、斜位の条痕文が施されている。41は、器外面は斜位、器内面は横位の条痕文が施されている。金雲母の多量混入等の胎土の特徴及び焼成が43・50と類似しており、同類型の範疇に含まれる可能性がある。44～46は、器内外面ともに横位の条痕文が施されている。胎土には微量の金雲母が含

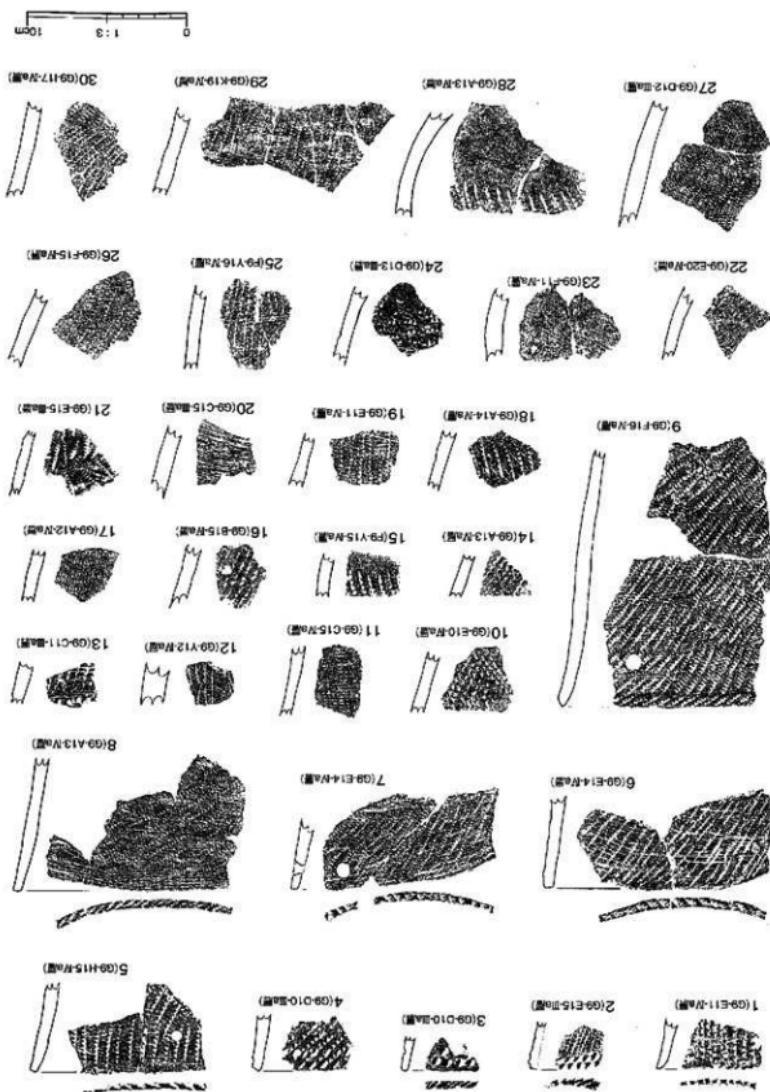
まれている。47は、器外面に斜位の条痕文が施されている。器内面にも条痕文の痕跡が認められるが、摩滅が著しく、施文方向は判然としない。48は器内外面に斜位、49は横位の条痕文が施されている。ともに胎土には多量の金雲母が含まれている。50は、斜位の微隆起線文1条と、方向の異なる微隆起線文数条で文様を構成している。その下位には斜位の条痕文、さらに下位では横位の条痕文が施されている。器内面には、横位の条痕文が施されている。微隆起線文の施文部位の内面は、摩滅のため文様が判然としない。

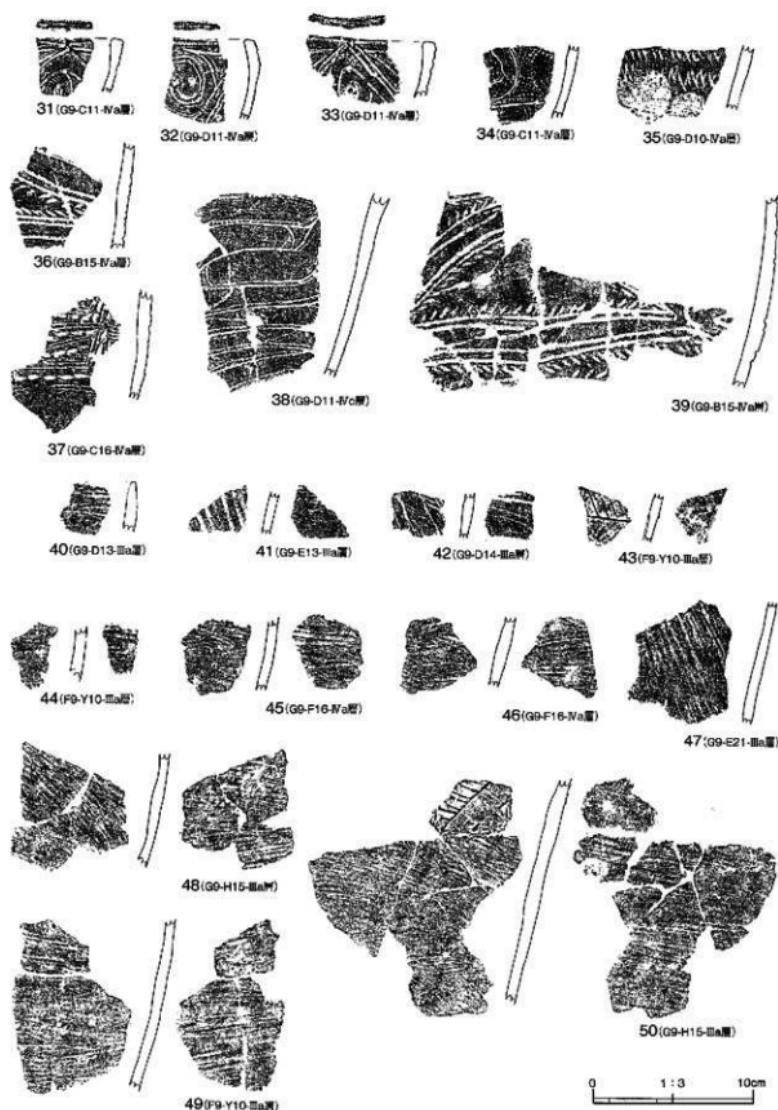
51～87は、地文が繩文のみ、または羽状繩文の土器群である。51は、深鉢の口縁部ある。口唇部には、指頭押圧による小突起状の高まりが認められる。文様は単節斜繩文で、ループ文が巡っている。胎土には、纖維が多量に含まれている。繩縫と多量の石英が含まれている点も特徴的である。53は、深鉢の平縁口縁で、口唇部断面は、平坦に仕上げられた平頭状である。文様は単節斜繩文で、胎土には多量の纖維と繩縫、石英、金雲母が少量含まれている。56もループ文が多段状に施されている。口縁は平縁で、口唇部は丸みを帯びた内削状に仕上げられている。胎土には多量の纖維と石英が含まれている。55は、体部にO段多条繩文が施されているが、口縁部には原体の異なる斜繩文を施し、口縁部文様帶を作り出している。57は、体部が直線的に立ち上がり、口縁部が外反する器形を呈する。口縁部まで単節斜繩文が施され、口唇部には原体庄痕が認められる。58～63は、結束のない羽状繩文である。60は、O段多条の原体を交互に施文して羽状繩文を構成している。器内面にはミガキ調整が施され、胎土は比較的精緻で、纖維の混入量は少ない。66～69・72は、結束のある羽状繩文である。68・69は、細かいO段多条の羽状繩文が施されている。胎土は比較的粗く、繩縫と少量の石英、纖維が含まれている。

第2次調査で出土した土器を概括すれば、4種の十器群が主体となっている。第1群は、貝殻腹縁文が施された土器群である。貝殻腹縁による口唇部の刻み目、口縁部の爪形状刺突、体部全体に施された貝殻腹縁文などの特徴を有するもので、寺の沢式に相当すると考えられる。第2群は、貝殻文、沈線文などによる押引文で文様を構成する土器群で、明神裏Ⅲ式に比定される。両群は、混在化して出土しているため、比較的短い時間軸に収束すると推測できる。当地域における該期の様相を窺う上で、大きな示唆を与えるものである。

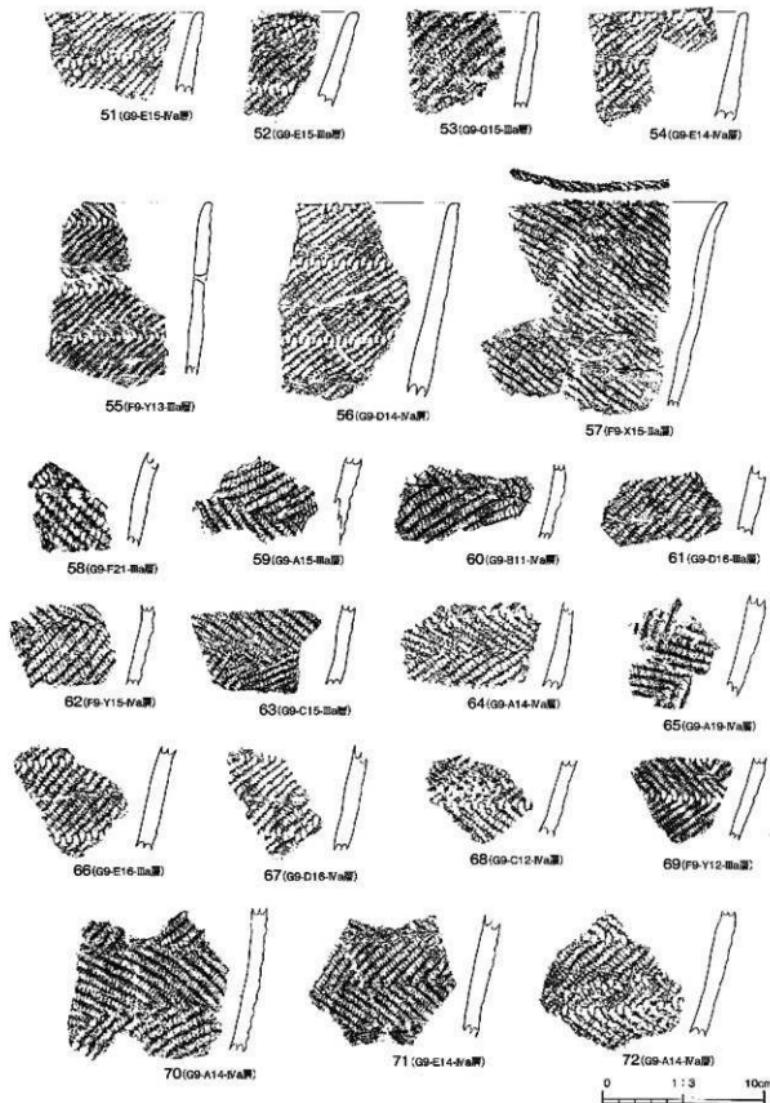
第3群の上器は、条痕文を主体とする土器群である。分けても特徴的なのは、横位または斜位の微隆起線文数条で文様を構成する土器で、楕木Ⅰ式に相当すると考えられる。第4群は、繩文または羽状繩文を地文とし、胎土に纖維が含まれた土器群である。文様帶を形成するものは、ほとんど看取されず、器外面全体に地文が施されている。羽状繩文は、単節またはO段多条を原体とし、結束の有るものと無いものが認められる。これらの多くは、施文の特徴から長七谷地第Ⅲ群に類すると考えられる。その他の十器についても、胎土や調整、文様などから、いずれも繩文時代前期の帰属が推測されるものである。

第20圖 遺物包含層 出土土器(1)



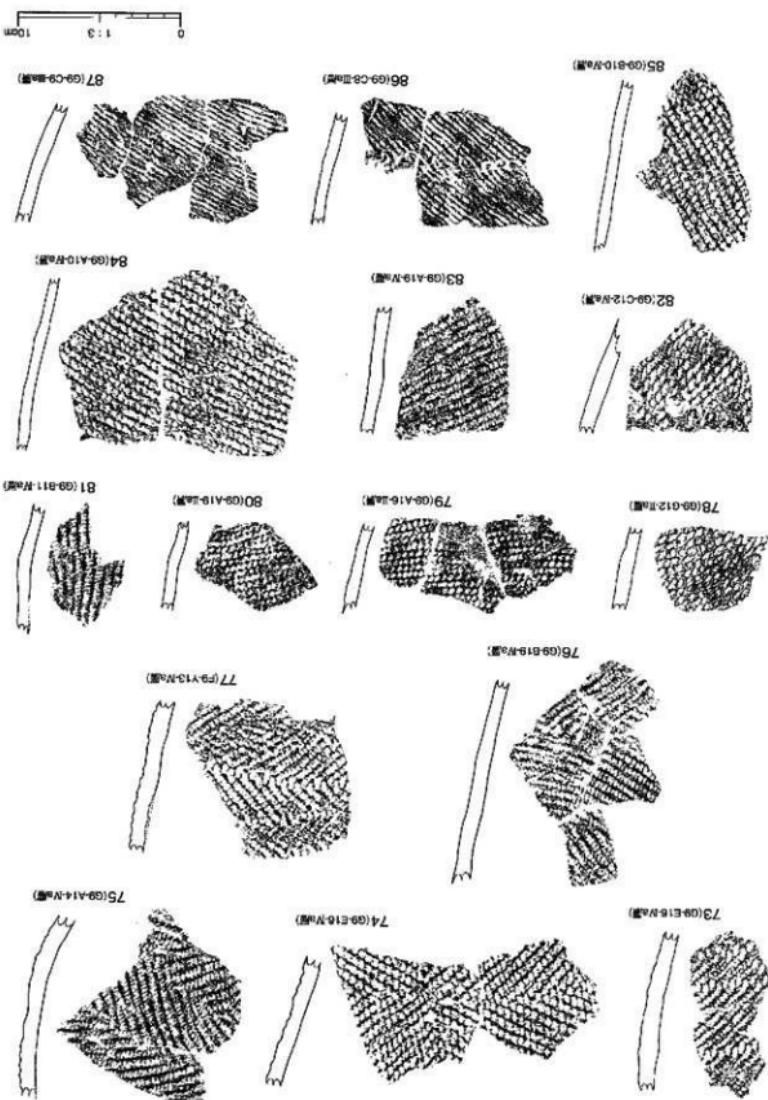


第21図 遺物包含層 出土土器（2）



第22図 遺物包含層 出土土器（3）

第23圖 遺物包含層 出土土器 (4)



写真図版

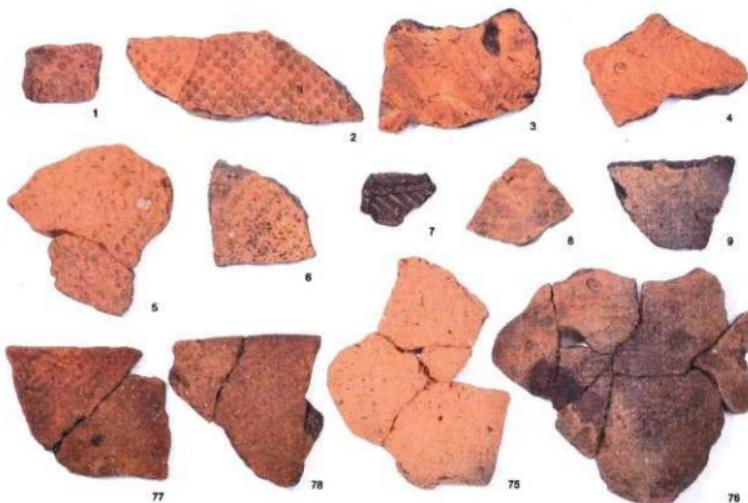


第5次調査区全景（北東から）



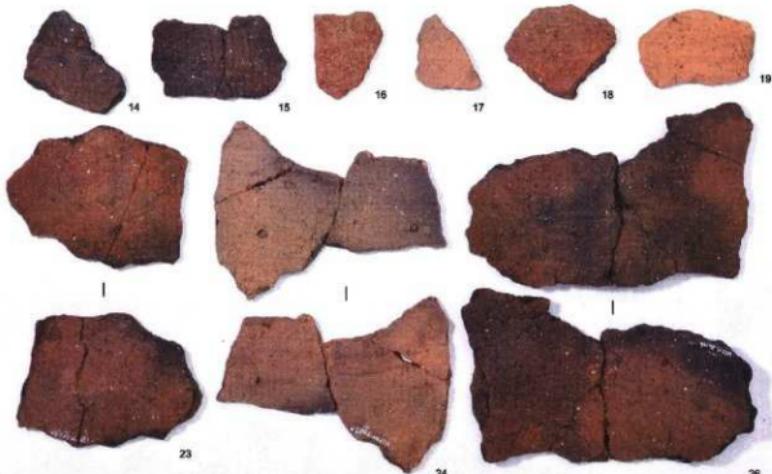
遺物包含層 土層堆積状況

第2図版



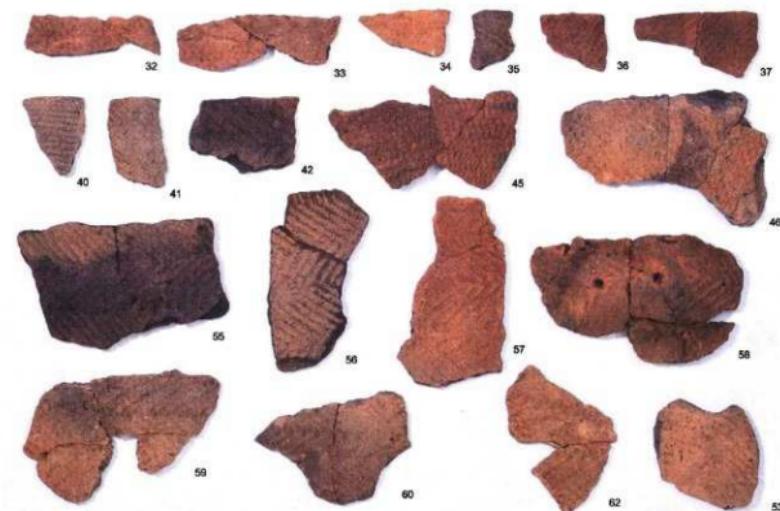
第5次調査 遺物包含層（IIIa・IIIc層）出土土器

(縮尺1:2)



第5次調査 遺物包含層（IIIb層）出土土器

(縮尺1:2)



第5次調査 遺物包含層（Ⅲb層）出土土器

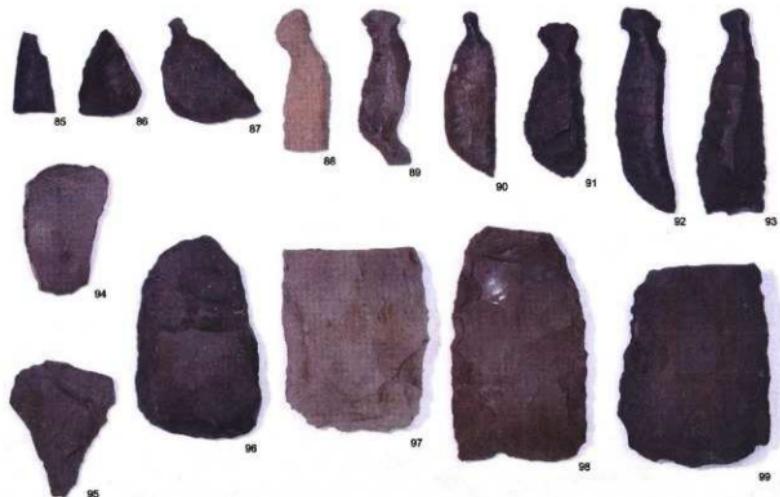
（縮尺1:3）



第5次調査 遺物包含層（Ⅲb層）出土土器

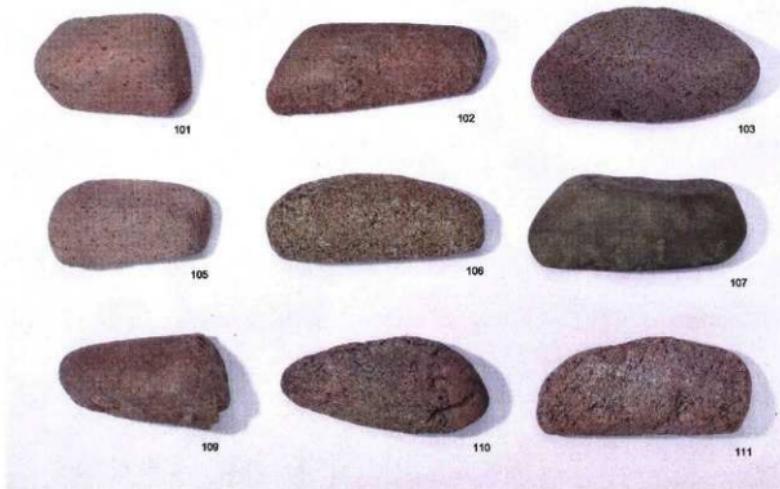
（縮尺1:4）

第4図版



第5次調査 遺物包含層 出土石器

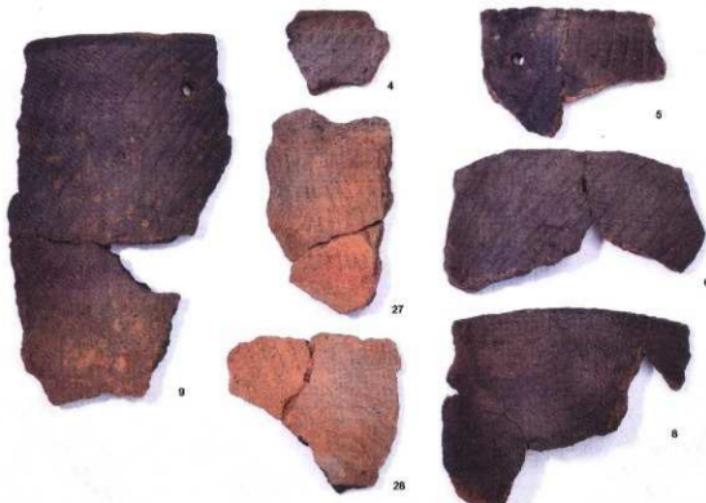
(縮尺2:3)



第5次調査 遺物包含層 出土石器

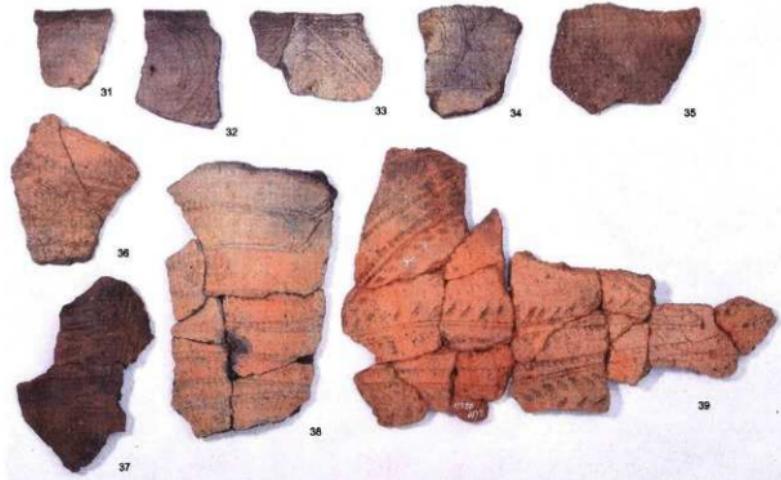
(縮尺1:4)

第5図版



第2次調査 遺物包含層 出土土器

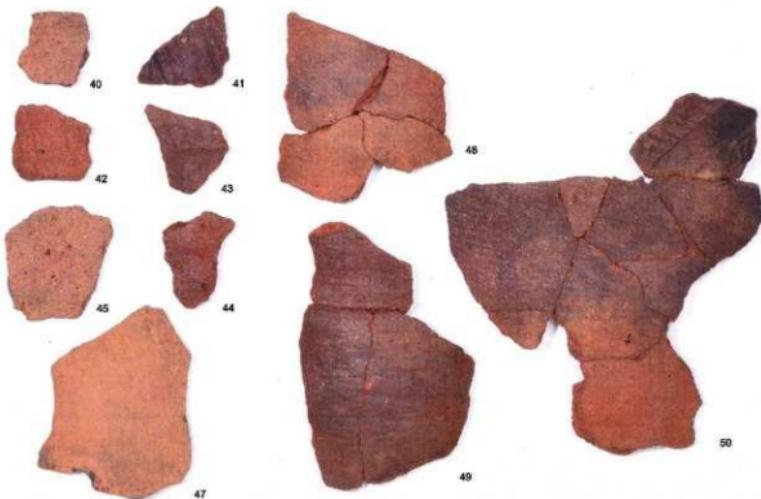
(縮尺1:2)



第2次調査 遺物包含層 出土土器

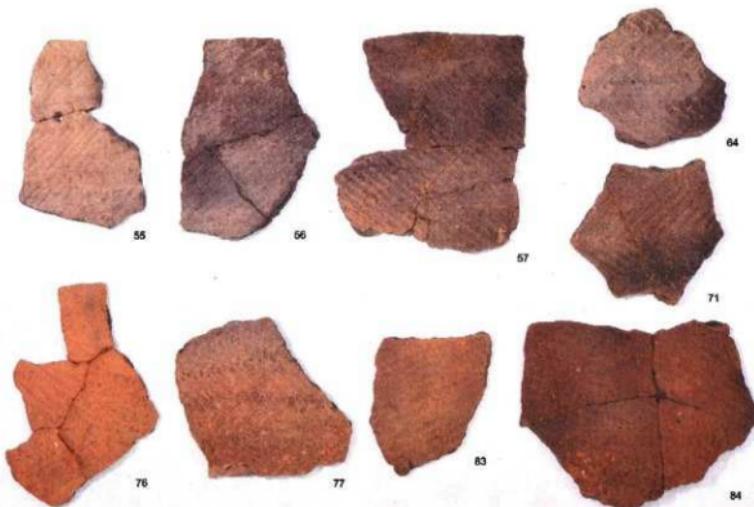
(縮尺1:2)

第6図版



第2次調査 遺物包含層 出土土器

(縮尺1:2)



第2次調査 遺物包含層 出土土器

(縮尺1:3)

報告書抄録

新茶屋遺跡

—盛岡中央消防署山岸出張所片舎建設に伴う発掘調査報告—

2014年10月30日 発行

- 編集 盛岡市遺跡の学び館
〒020-00866 岩手県盛岡市本宮字荒屋13番1
TEL 019-635-6600 FAX 019-635-6605
- 発行 盛岡地区広域消防組合
盛岡市教育委員会
- 印刷 株式会社 橋本印刷
〒020-0015 岩手県盛岡市本町通15-29
TEL 019-652-1354 FAX 019-652-1355
-